

風 水 害 等 対 策 編

目 次

第1章	総則	1
第1節	目的	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	県地域防災計画等との関係	1
第4	計画の構成	1
第5	計画の修正	1
第6	計画の習熟等	1
第7	計画の用語	1
第2節	市の防災環境	2
第1	地形・地質	2
第2	河川	2
第3	社会的環境の特性	3
第4	土砂災害警戒区域等の指定状況	5
第3節	県及び本市の風水害被害	14
第1	風水害の歴史	14
第2	その他の災害履歴	17
第4節	計画の基本方針	19
第1	基本方針	19
第2	風水害等対策の計画方針	19
第3	基本目標	19
第4	基本目標を達成するための施策項目の構成	21
第5節	各機関の業務大綱	24
第2章	風水害等予防計画	25
第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	25
第1	風水害対策に携わる組織の整備	25
第2	相互応援体制の整備	25
第3	防災組織等の活動体制の整備	25
第4	情報通信ネットワークの整備	25
第2節	災害に強いまちづくり	26
第1	防災まちづくりの推進	26

第2	都市及び建築物の不燃化・耐震化.....	26
第3	治水計画.....	26
第4	住民等の安全確保対策.....	26
第5	風水害時の避難計画.....	27
第6	地盤災害防止計画	31
第7	危険物等災害予防計画.....	32
第3節	風水害等被害軽減への備え.....	33
第1	緊急輸送への備え.....	33
第2	消防活動計画.....	33
第3	医療救護計画.....	33
第4	被災者支援のための備え.....	33
第5	要配慮者の安全確保のための備え.....	33
第6	帰宅困難者に対する備え.....	33
第7	資機材等の整備計画.....	33
第8	農地農業計画.....	33
第9	地区の孤立対策.....	37
第4節	防災学習・訓練.....	39
第1	防災知識の普及計画.....	39
第2	災害に関する調査研究.....	39
第3	防災訓練.....	40
第4	事業所の防災体制.....	40
第5節	事故災害応急対策、災害復旧への備え.....	41
第1	航空災害.....	41
第2	鉄道災害.....	44
第3	道路災害.....	47
第3章	風水害等応急対策計画.....	50
第1節	初動対応.....	50
第1	災害応急処理本部.....	50
第2	災害対策本部.....	51
第2節	情報の収集・伝達.....	52
第1	通信手段の確保.....	52
第2	気象情報等計画.....	52
第3	災害情報の収集・伝達・報告.....	60
第4	広報計画.....	60

第3節	応援・派遣.....	60
第4節	避難対策.....	61
第1	避難計画.....	61
第2	高齢者等避難、避難指示.....	61
第3	避難生活計画.....	64-1
第4	鬼怒川・小貝川広域避難計画.....	64-1
第5節	被害軽減対策.....	65
第1	緊急輸送.....	65
第2	消防水防活動計画.....	65
第3	応急医療.....	65
第4	危険物等災害防止対策計画.....	65
第6節	水害、土砂災害対策.....	66
第1	水害対策.....	66
第2	土砂災害対策	67
第7節	被災者生活支援.....	69
第1	生活救援物資の供給計画	69
第2	要配慮者の安全確保計画	69
第3	被災者支援相談計画	69
第4	応急教育計画	69
第5	ボランティア活動支援計画	69
第8節	農地農業計画.....	70
第1	農地農業計画の推進.....	70
第9節	地区の孤立対策.....	74
第1	地区の孤立対策の実施.....	74
第10節	災害救助法の適用.....	75
第11節	応急復旧・事後処理.....	75
第1	建築物・土木施設の応急復旧計画.....	75
第2	ライフライン施設の応急復旧計画.....	75
第3	清掃・防疫・障害物の除去計画.....	75
第4	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬.....	75
第4章	風水害等復旧・復興対策計画.....	76
第1節	復旧・復興の基本方針	76
第1	主旨.....	76

第2	災害復旧・復興計画作成への体制づくり.....	76
第2節	被災者生活の安定.....	76
第1	り災証明の発行.....	76
第2	義援金品の募集及び配分.....	76
第3	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付.....	76
第4	租税及び公共料金等の特別措置.....	76
第3節	被災施設の復旧.....	77
第4節	激甚災害の指定.....	77
第5節	復興計画の作成.....	77
第6節	被災者生活再建支援法の適用.....	77

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、市内において大規模な風水害等に対処するため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者、その他防災関係機関等が処理すべき事務・事業又は大綱を定め、市内の風水害等に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持することを目的とする。

風水害等対策編は、災害の性質を考慮し、震災対策編とは別に定める。

また、震災対策編に記載されている項目で、本編で同様の記述となる項目については、震災対策編の記載箇所を参照するように記述した。

第2 計画の位置づけ

震災対策編 第1章 第1節 第2「計画の位置づけ」（1ページ）を準用する。

第3 県地域防災計画等との関係

震災対策編 第1章 第1節 第3「県地域防災計画等との関係」（1ページ）を準用する。

第4 計画の構成

震災対策編 第1章 第1節 第4「計画の構成」（1ページ）を準用する。

第5 計画の修正

震災対策編 第1章 第1節 第5「計画の修正」（2ページ）を準用する。

第6 計画の習熟等

震災対策編 第1章 第1節 第6「計画の習熟等」（3ページ）を準用する。

第7 計画の用語

震災対策編 第1章 第1節 第7「計画の用語」（3ページ）を準用する。

第2節 市の防災環境

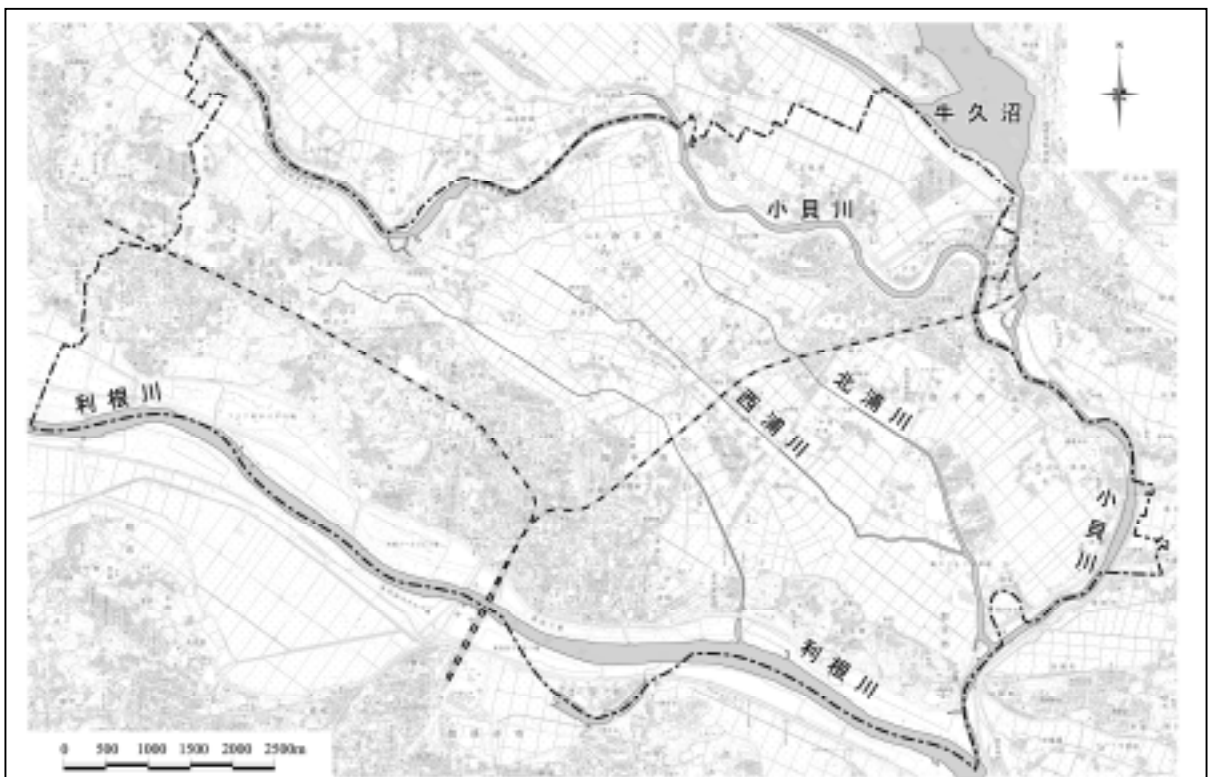
第1 地形・地質

震災対策編 第1章 第2節 第1「自然環境の特性」(4ページ)を準用する。

第2 河川

本市の河川・水系は、利根川と小貝川を主流とし、市域東部、北部、南部を取り囲むようにこれらの河川が貫流している。また、本市の北東部には牛久沼があり、その水は本市北東部で小貝川に注がれている。

市内の主な河川水系図



1 利根川

利根川は、直轄河川として国が直接管理を行っている。

本市は利根川全体のうち中流部に位置し、上流は守谷市境より、下流は利根町境までの左岸堤防約12kmにわたっている。利根川は、本市における治水利水とも重要な役割を担う河川である。

なお、利根川は、新町5丁目地先を境として上流側が国土交通省利根川上流河川事務所、下流側が国土交通省利根川下流河川事務所の管轄となっている。

2 小貝川

小貝川は、利根川と同様に直轄河川として国が直接管理を行っている。

また、本河川は、本市北部一帯において、治水利水とも重要な河川で、その支流である北浦川、西浦川が、本市の東部において小貝川に合流している。

小貝川に関する水防環境は、左岸・右岸ともほぼ全域が県水防計画上の重要水防区域に指定されている。

なお、小貝川は、JR常磐線橋梁を境として上流側が国土交通省下館河川事務所、下流側が国土交通省利根川下流河川事務所の管轄となっている。

3 鬼怒川

鬼怒川は、利根川と同様に直轄河川として国が直接管理を行っている。

また、本河川は、本市内での流域は無いが平成28年に国土交通省が発表した洪水浸水想定区域（想定最大規模）による浸水域は本市西部の一部に想定されている。

第3 社会的環境の特性

1 人口ほかの社会的な条件

震災対策編 第1章 第2節 第2「社会的環境の特性（9～11ページ）を準用する。

2 水害時避難施設

水害時の避難施設として、指定避難場所・指定避難所が17か所、水害時緊急避難場所が13か所あり、市内に分散配置されている。

水害に対する避難施設の役割と、当該地区は以下に示すとおりである。

名称	役割	箇所数
指定避難場所・指定避難所	水害時に各地区から安全に避難できる場所	17箇所
水害時緊急避難場所	避難場所・避難所に到達できない（逃げ遅れた）時に、緊急に避難する場所	13箇所

また、避難施設は、以下のとおりである。

指定避難場所及び指定避難所

No.	名称	場所
1	取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299
2	戸頭小学校	戸頭 3-21-1
3	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1
4	取手西小学校	稲 70

5	取手第二中学校	寺田 5147
6	旧白山西小学校（前田建設工業株）	白山 8-11-6
7	白山小学校	白山 2-3-18
8	寺原小学校	井野台 5-14-1
9	取手第一高等学校	台宿 2-4-1
10	取手第二高等学校	東 2-5-1
11	取手小学校	東 5-3-1
12	旧小文間小学校	小文間 4359
13	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1
14	戸頭中学校	戸頭 7-1-1
15	永山小学校	下高井 2340
16	永山中学校	下高井 2311
17	江戸川学園取手小学校	野々井 1567-3

*小堀地区については、我孫子市との災害時相互応援協定に基づき、我孫子市に避難する。

*土砂災害警戒情報の発表により、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に居住する住民に対し、高齢者等避難又は避難指示を発令した際には、近隣の公民館等の公共施設を避難所として開設する場合がある。

水害時緊急避難場所

No	名 称	場 所
1	旧井野小学校	井野団地 1-1
2	取手東小学校	吉田 400
3	取手第一中学校	吉田 470
4	藤代小学校	藤代 53
5	宮和田小学校	藤代南 3-11-1
6	山王小学校	山王 380
7	六郷小学校	清水 373-1
8	久賀小学校	萱場 60
9	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1
10	藤代中学校	桐木 1343
11	藤代南中学校	中田 880
12	藤代高等学校	毛有 640
13	藤代紫水高等学校	紫水 1-660

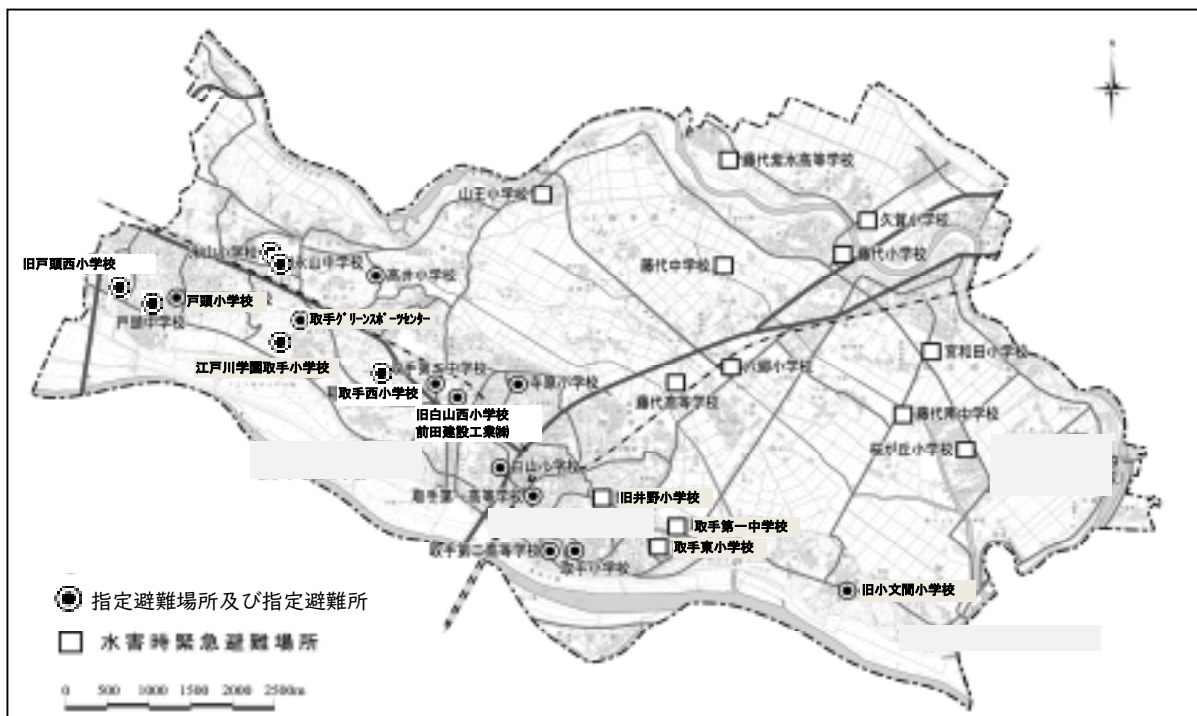
3 水害時避難施設への避難上の留意点

堤防の決壊等水害が発生する危険性が高くなったため、被災を受ける前に避難する場合と、現に堤防の決壊等水害が発生してしまった場合では、避難施設の選定または誘導に十分留意する必要がある。

また、堤防の決壊等の水害が発生した堤防の位置によっても、その避難する避難施設は異なる。

避難所または避難場所は上記のとおりであるが、避難にあたっては、水害を受ける前と後の状況、堤防が決壊した位置、水の流出量・速さ・高さ及び流出の方向等を的確に判断し、避難道路の安全性を十分考慮に入れ、適切な避難場所又は避難所を選択する必要がある。

水害時避難場所・避難所



第4 土砂災害警戒区域等の指定状況

1 土砂災害の警戒区域等

平成19年2月に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等（土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域）が市内に26箇所指定され、平成25年3月には7箇所が指定され、平成27年6月に1箇所が指定解除された。現在は、計32箇所である。なお、本市においては、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所は確認されていない。

土砂災害危険箇所等の状況

	土石流				急傾斜地の崩壊				地すべり			
	I	II	III	計	I	II	III	計	I	II	III	計
市	-	-	-	-	26	1	6	33	-	-	-	-

出典：茨城県地域防災計画

<急傾斜地崩壊危険箇所の指定基準>

傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。また、人家はないものの今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面」としている。

I：人家が 5 戸以上等（5 戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場合を含む）

II：人家が 1～4 戸

III：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

土砂災害警戒区域指定箇所

NO.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	217-I-001	新道根柄	東五丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
2	217-I-002	台宿平之台	東二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
3	217-I-003	台宿屋敷付	東二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
4	217-I-004	取手二丁目	取手二丁目	急傾斜地の崩壊	○	—
5	217-I-005	中原-2	白山二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
6	217-I-006	白山六丁目	白山六丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
7	217-I-007	中原-1	白山二丁目	急傾斜地の崩壊	○	—
8	217-I-008	向原-1	東五丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
9	217-I-009	寺前	台宿二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
10	217-I-010	白山二丁目	白山二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
11	217-I-011	長禅寺下	取手二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
12	217-I-014	新取手-1	新取手四丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
13	217-I-015	本郷	本郷三丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
14	217-I-016	寺田-1	寺田	急傾斜地の崩壊	○	○
15	217-I-017	西二丁目	西二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○

NO.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
16	217-I-018	西一丁目-1	西一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
17	217-I-020	新町六丁目	新町六丁目	急傾斜地の崩壊	○	—
18	217-I-021	白山六丁目-2	白山六丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
19	217-I-022	井野台一丁目	井野台一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
20	217-I-023	台宿二丁目	台宿二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
21	217-I-024	東二丁目	東二丁目	急傾斜地の崩壊	○	○
22	217-I-025	小文間-1	小文間	急傾斜地の崩壊	○	○
23	217-I-026	小文間-2	小文間	急傾斜地の崩壊	○	○
24	217-I-027	小文間-3	小文間	急傾斜地の崩壊	○	○
25	217-I-028	小文間-1-4	小文間	急傾斜地の崩壊	○	○
<u>26</u>	<u>217-I-028</u>	<u>駒場-2</u>	<u>駒場</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
27	217-II-001	向原-2	東	急傾斜地の崩壊	○	○
28	217-III-001	下高井-2	下高井	急傾斜地の崩壊	○	○
29	217-III-002	下高井-3	下高井	急傾斜地の崩壊	○	○
30	217-III-003	稲	稲	急傾斜地の崩壊	○	○
31	217-III-004	駒場	駒場	急傾斜地の崩壊	○	○
32	217-III-005	寺田-5	寺田, 白山	急傾斜地の崩壊	○	○
33	217-III-006	小文間-5	小文間	急傾斜地の崩壊	○	○

出典：茨城県地域防災計画

2 重要水防区域

市における河川の重要水防区域は、重要水防区域評定基準に基づき、重要水防区域及び重要水防箇所が指定されている。

利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、下館河川事務所管轄における、利根川水系及び小貝川水系の指定状況は次表に示すとおりである。

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川下流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段階		岸別	地先名			料杭位置(k, m)	担当水防団体		
利根川下流 河川事務所	利根川	工作物	B	左	新町	85.50 下 90	1ヶ所	大利根橋 計算水位と桁下高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	
		工作物	B	左	中央町	85.00 上 88	1ヶ所	常磐線橋梁 計算水位と桁下高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	
		越水（溢水）	B	左	新町～ 小文間	85.25 ～ 83.00 下 28	2,501	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	取手市 利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		（重点） 越水（溢水）	B	左	新町～ 小文間	83.00 下 28～ 82.25 上 92	660	（特に越水の可能性が高い） 計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水（溢水）	B	左	新町～ 小文間	82.25 上 92～ 81.50	1,148	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水（溢水） 旧川跡	B 要注意	右	我孫子 市中峠 ～取手	84.50 下 100～ 83.75	650	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 旧河道跡	我孫子市 取手市	柏土木事務 所 竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		越水（溢水）	B	右	取手～ 小堀	83.75 ～ 82.75 上 50	950	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水（溢水） 旧川跡	B 要注意	右	小堀	82.75 上 50～ 82.75 下 64	114	計算水位と現況堤防高の 差が余裕高未満 旧河道跡	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		旧川跡	要注意	右	小堀～ 我孫子 市中峠	82.75 下 64～ 82.50 下 100	285	旧河道跡	取手市 我孫子市	竜ヶ崎工事 事務所 柏土木事務 所	取手出張所	月の輪

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川下流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段階		岸別	地先名			料杭位置(k, m)	担当水防団体		
利根川下流 河川事務所	小貝川	越水（溢水） 旧川跡	B 要注意	左	龍ヶ崎市 川原代町 ～高須	4.00 下 100～ 3.75	164	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	稲敷地方広域市 町村圏事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	竜ヶ崎出張所	積土のう 月の輪 折り返し
		越水（溢水）	B	左	高須	3.75 ～ 3.50 上 26	144	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	稲敷地方広域市 町村圏事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	竜ヶ崎出張所	積土のう
		工作物	A	左	高須	3.50 上 20	1ヶ所	高須橋 計算水位が桁下高を超える箇所	稲敷地方広域市 町村圏事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	竜ヶ崎出張所	
		越水（溢水）	B	左	高須～ 大留	3.50 上 26～ 2.75 下 30	875	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	稲敷地方広域市 町村圏事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	竜ヶ崎出張所	積土のう
		越水（溢水）	B	右	宮和田	7.00 ～ 6.75 下 29	152	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		工作物	A	右	高須	3.50 上 22	1ヶ所	高須橋 計算水位が桁下高を超える箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	
		越水（溢水）	B	右	宮和田～ 神浦	6.75 下 29～ 1.50 下 21	5,178	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう
		越水（溢水） 旧川跡	B 要注意	右	神浦～ 龍ヶ崎市 豊田町	1.50 下 21～ 1.25 上 55	174	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		旧川跡	要注意	右	龍ヶ崎市 豊田町～ 神浦	1.00 上 80～ 1.00 上 12	68	旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	月の輪
		越水（溢水） 旧川跡	B 要注意	右	神浦	1.00 上 12～ 1.00 下 100	111	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
越水（溢水）	B	右	神浦	1.00 下 100～ 0.75 上 55	94	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう		
越水（溢水） 旧川跡	B 要注意	右	神浦～ 小文間	0.75 上 55～ 0.50 下 36	338	計算水位と現況堤防高の差が 余裕高未満 旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪		

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川下流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段階		岸別	地先名			料杭位置(k, m)	担当水防団体		
利根川下流 河川事務所	小貝川	旧川跡	要注意	右	小文間	0.50 下 36～ 0.50 下 83	49	旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	月の輪
		工作物	B	右	小文間	0.50 下 69	1ヶ所	戸田井橋 計算水位と桁下高の差が余 裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注意	右	小文間	0.50 下 83～ 0.25 下 52	228	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 旧河道跡	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう 月の輪
		越水(溢水)	B	右	小文間	0.25 下 52～ 0.00	205	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事 事務所	取手出張所	積土のう

出典：令和5年度 国土交通省利根川下流河川事務所洪水対策計画書

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川上流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段階		地先名	秆杭位置(k, m)			担当水防団体	担当 工事事務所		
利根川上流 河川事務所	利根川	工作物	B	左	取手市戸頭	90.5 上 80	1箇所	新大利根橋 下流能力不足	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	
		越水(溢水)	要注	左	取手市戸頭	90.0 上 378 90.0 上 308	69.4	有堤部：計算池水位が現況堤防高以上だが現状では浸水範囲が限定され家屋浸水の可能性が低い区間	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土のう工
		越水(溢水)	要注	左	取手市戸頭	90.0 下 64 90.0 下 171	106.8	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接した家屋が存在する区間。計算池水位はHWL以上のため注意を要する区間	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土のう工
		越水(溢水)	B	左	取手市戸頭	90.0 下 523 89.5 上 470	74.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土のう工
		越水(溢水) 旧川跡	B 要注	左	取手市戸頭	89.5 上 470 89.0 上 368	938.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 旧川跡	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土のう工
		越水(溢水)	B	左	取手市野々井	89.0 上 368 89.0 上 326	41.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土のう工
		堤体漏水	B	左	取手市野々井	89.0 上 50 89.0 下 103	153.3	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	かご止め工
		越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	取手市野々井	89.0 下 100 89.0 下 105	5.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査）	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川上流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段階		岸別	地先名			料杭位置(k, m)	担当水防団体		
利根川上流 河川事務所	利根川	越水（溢水） 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	取手市野々 井	89.0 下 108 88.5 上 124	283.4	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満（堤防高は計 画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所（安全性照査） 旧川跡	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工
		堤体漏水 旧川跡	B 要注	左	取手市稲	88.5 上 124 88.5 上 103						
		越水（溢水）	B	左	取手市稲	88.0 上 104 88.0 上 95	8.3	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満（堤防高は計 画堤防高未満）	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工
		越水（溢水） 旧川跡	B 要注	左	取手市稲	88.0 上 95 88.0 上 83						
		越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	左	取手市稲	88.0 上 83 87.5 上 208	370.0	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満（堤防高は計 画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質 等）の機能に支障が生じる 可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工 釜段工
		堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	取手市稲	87.5 上 208 87.5 上 203						

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川上流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法												
		種別	段階		岸別	地先名			料杭位置(k, m)	担当水防団体			担当 工事事務所											
利根川上流 河川事務所	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	取手市稲	87.5 上 203 87.5 上 74	128.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工												
		越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B			87.5 上 74 87.5 上 54							19.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工 釜段工						
		越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注			87.5 上 54 87.5 下 159													213.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ヶ崎工 事事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工 釜段工
		堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注			87.5 下 159 87.0 上 196																		

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川上流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段階		地先名	秆杭位置(k, m)			担当水防団体	担当 工事事務所		
利根川上流 河川事務所	利根川	(重点) 越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	左	取手市稲	87.0 上 196 87.0 下 243	440.0	危険箇所(越水)左岸 87.0K付近 計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工 釜段工
		越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B B 要注	左	取手市取 手	87.0 下 243 86.5 上 136	107.1	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満(堤防高は計 画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	守谷出張所	積み土俵工 かご止め工 釜段工
		堤体漏水 基礎地盤漏水 旧川跡	B B 要注	左	取手市取 手	86.5 上 136 86.5 下 12	147.9	堤体の変状が生じるおそれ がある箇所(安全性照査) 堤体(基礎地盤漏水の土質 等)の機能に支障が生じる 可能性がある箇所 旧川跡	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工

重要水防箇所一覧（国土交通省利根川上流河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	段階		岸別	地先名			杆杭位置(k, m)	担当水防団体		
利根川上流 河川事務所	利根川	堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	左	取手市白 山7丁目	86.5 下 12 86.5 下 35	23.0	堤体の変状が生じるおそれ がある箇所（安全性照査） 堤体（基礎地盤漏水の土質 等）の機能に支障が生じる 可能性がある箇所	取手市	竜ヶ崎工事 事務所	守谷出張所	かご止め工 釜段工

出典：令和3年度 国土交通省利根川上流河川事務所洪水対策計画書

重要水防箇所一覧（国土交通省下館河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(k, m)			担当水防団体	担当 工事事務所		
下館河川 事務所	小貝川	越水（溢水）	B	右	取手市市之代	13.80 下 90 ～ 13.60 下 10	120	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	取手市	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜
		越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	取手市上高井 ～下高井	11.80 上 90 ～ 11.40 下 100	590	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	取手市	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪
		越水（溢水）	B	右	取手市下高井	11.20 ～ 11.00 上 60	140	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	取手市	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜
		越水（溢水）	B	右	取手市下高井 ～岡	10.00 上 140 ～ 10.00 上 100	40	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	取手市	竜ヶ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水囊
		越水（溢水）	B	右	取手市岡	9.80 上 80 ～ 9.80 上 30	50	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水囊
		越水（溢水）	B	右	取手市岡	9.60 上 80 ～ 9.60 下 70	150	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜
		越水（溢水）	B	右	取手市岡	9.40 上 30 ～ 9.40	30	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水囊
		越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	右	取手市岡 ～和田	9.40 ～ 9.20 上 60	140	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそ れがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段

重要水防箇所一覧（国土交通省下館河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(k, m)			担当水防団体	担当 工事事務所		
下館河川 事務所	小貝川	越水（溢水）	B	右	取手市和田	9.20 上 60	320	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 釜段
		基礎地盤漏水	B			9.00 下 60						
		越水（溢水）	B	右	取手市和田	9.00 下 60	140	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪 釜段
		堤体漏水	B			8.80						
		基礎地盤漏水	B									
		越水（溢水）	B	右	取手市和田 ～山王	8.80	860	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜
			B			8.00 下 60						
		工作物	B	右	取手市山王	7.80 上 67	1箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満（二三成橋）	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	—
		越水（溢水）	B	右	取手市山王 ～配松	7.80	500	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪
堤体漏水	B	7.40 下 100										
越水（溢水）	B	左	つくばみらい市伊丹～ 取手市浜田	6.00	630	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	つくばみらい市 利根川水系県南 水防事務組合	土浦土木 竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪		
堤体漏水	B			5.40 下 30								
堤体漏水	B	左	取手市浜田 ～紫水	5.40 下 30	470	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪		
	B			4.90								
越水（溢水）	B	右	取手市配松 ～中内	7.40 下 100	2400	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜		
	B			5.00 下 100								

重要水防箇所一覧（国土交通省下館河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(k, m)				担当水防団体	担当 工事事務所		
下館河川 事務所	小貝川	堤体漏水	B	右	取手市中内	4.60 上 100 ~ 4.60 下 100	200	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪	
		堤体漏水	B	左	取手市紫水 ~上萱場	3.80 上 100 ~ 3.60 上 110	190	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪	
		越水（溢水）	B	右	取手市柵木	4.00 上 100 ~ 4.00 下 100	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜	
		堤体漏水	B	左	取手市上萱場 ~下萱場	3.40 下 90 ~ 3.00 下 100	410	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪	
		越水（溢水）	B	左	取手市萱場	2.60 上 100 ~	200	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	適宜 月の輪	
		堤体漏水	B		取手市萱場 ~大曲	2.60 下 100							
		基礎地盤漏水	B	右	取手市柵木	3.70 ~ 2.80 上 60	840	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	釜段	
		堤体漏水	B	右	取手市柵木	2.80 上 60 ~	120	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪 釜段	
		基礎地盤漏水	B		取手市藤代	2.60 上 140							
基礎地盤漏水	B	右	取手市藤代	2.60 上 140 ~	240	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 H30 小貝川左岸和田地区外整備工事(R2.6)	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	釜段 月の輪			
新堤防	要注意			2.60 下 100									
基礎地盤漏水	B	右	取手市藤代	2.60 下 100 ~ 2.40	100	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	釜段			

重要水防箇所一覧（国土交通省下館河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(k, m)			担当水防団体	担当 工事事務所		
下館河川 事務所	小貝川	堤体漏水	B	左	取手市大曲	1.80 下 50 ～ 1.60 上 50	100	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪
		堤体漏水	B	右	取手市藤代	2.40 ～	950	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪 釜段
		基礎地盤漏水	B		～宮和田	1.40 上 50						
		水衝・洗掘	B	左	取手市新川	0.60 上 90 ～ 0.60 上 75	15	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	木流し
		工作物	A	左	取手市新川	0.80 下 130	1箇所	応急対策が必要な施設（古八間排水樋管）	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	－
		堤体漏水	B	左	取手市新川	0.60 下 45 ～ 0.60 下 85	40	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪
		堤体漏水	B	左	取手市新川	0.60 下 85	5	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪 木流し
		水衝・洗掘	B			0.60 下 90						
工作物	A	左	取手市新川	0.60 下 98	1箇所	計算水位が桁下高以上（文巻橋）	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	－		
堤体漏水	B	左	取手市新川	0.60 下 90 ～ 0.40 上 95	15	堤体の変状の生じるおそれがある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪		

重要水防箇所一覧（国土交通省下館河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(k, m)			担当水防団体	担当 工事事務所		
下館河川 事務所	小貝川	(重点)	—	左	取手市新川 ～龍ヶ崎市 小通幸谷町	0.40 上 95	30	洪水予報区域内における氾 濫ブロックにおいて堤防満 杯流量の最も低い箇所(小 貝川水海道 L1 0.5k) 計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水嚢
		越水(溢水)	B			0.40 上 65						積み土嚢・水嚢
		堤体漏水	B									月の輪
		工作物	A	右	取手市宮和田	0.60 下 98	1箇所	計算水位が桁下高以上(文 巻橋)	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	—
		堤体漏水	B	右	取手市宮和田	1.40 上 50 0.40 上 70	980	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪
		(重点)	—	右	取手市宮和田	0.40 上 70	20	洪水予報区域内における氾 濫ブロックにおいて堤防満 杯流量の最も低い箇所(小 貝川水海道 R1 0.5k) 計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水嚢
		越水(溢水)	B			0.40 上 50						積み土嚢・水嚢
		堤体漏水	B	右	取手市宮和田	0.40 上 50 0.20 上 180	70	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪
堤体漏水	B	右	取手市宮和田	0.00 上 80 0.00 上 20	60	堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	月の輪		
工作物	B	右	取手市宮和田	0.00 上 16	1箇所	計算水位と桁下高の差が余 裕高未満 (JR 常磐線鉄道 橋)	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	—		

重要水防箇所一覧（国土交通省下館河川事務所）

事務所名	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
		種別	階級		地先名	料杭位置(k, m)			担当水防団体	担当 工事事務所		
下館河川 事務所	小貝川	越水（溢水） 堤体漏水	B B	右	取手市宮和田	0.00 上 20 ～ 0.00	20	計算水位と現況堤防高の差 が余裕高未満 堤体の変状の生じるおそれ がある箇所	利根川水系県南 水防事務組合	竜ヶ崎工事	藤代出張所	積み土嚢・水嚢 月の輪

出典：令和3年度 国土交通省下館河川事務所洪水対策計画書

茨城県管理重要水防箇所一覧表

河川名	事務所名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法	備考	図面対象番号
		種別	階級		市町村	地先名	位置						
北浦川	竜ヶ崎工事	堤防高 (流下能力)	B	左	取手市	宮和田	2.80～ 4.20	1,400	堤防高不足	取手市	積み土のう	事業区間改修済	竜ヶ崎-1 1
北浦川		堤防高 (流下能力)	B	右		中田	2.90～ 4.20	1,300	堤防高不足		積み土のう	事業区間改修済	竜ヶ崎-1 2
北浦川		堤防高 (流下能力)	A	左		谷中	4.20～ 5.50	1,100	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-1 3
北浦川		堤防高 (流下能力)	A	右		谷中	4.20～ 5.50	1,100	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-1 4
北浦川		堤防高 (流下能力)	B	左		櫛木	5.30～ 7.60	2,300	堤防高不足		積み土のう		竜ヶ崎-1 5
北浦川		堤防高 (流下能力)	B	右		櫛木	5.30～ 7.60	2,300	堤防高不足		積み土のう		竜ヶ崎-1 6
北浦川		工作物	B	—		小浮気	5.20	1箇所	桁下高不足		—	橋	竜ヶ崎-1 7
北浦川		工作物	B	—		小浮気	5.30	1箇所	桁下高不足		—	橋	竜ヶ崎-1 8
北浦川		工作物	B	—		櫛木	5.50	1箇所	桁下高不足		—	橋	竜ヶ崎-1 9
北浦川		工作物	B	—		櫛木	5.70	1箇所	桁下高不足		—	橋	竜ヶ崎-2 0
北浦川		工作物	B	—		櫛木	5.90	1箇所	桁下高不足		—	橋	竜ヶ崎-2 1

茨城県管理重要水防箇所一覧表

河川名	事務所名	重要度		左右岸別	重要水防箇所			延長(m)	重要な理由	担当水防団体	想定される水防工法	備考	図面対象番号
		種別	階級		市町村	地先名	位置						
北浦川	竜ヶ崎工事	工作物	B	—	取手市	櫛木	6.10	1箇所	桁下高不足	取手市	—	橋	竜ヶ崎-22
北浦川		工作物	B	—		櫛木	6.30	1箇所	桁下高不足		—	橋	竜ヶ崎-23
北浦川		工作物	B	—		中内	6.60	1箇所	桁下高不足		—	新神橋	竜ヶ崎-24
北浦川		工作物	B	—		神住	7.60	1箇所	桁下高不足		—	橋	竜ヶ崎-25
西浦川		堤防高 (流下能力)	A	左		清水～ 毛有	2.40～ 4.40	2,000	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-26
西浦川		堤防高 (流下能力)	A	右		清水～ 毛有	2.40～ 4.40	2,000	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-27
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	左		毛有	2.20～ 2.55	350	余裕高不足		積み土のう		竜ヶ崎-28
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	右		毛有	2.20～ 2.55	350	余裕高不足		積み土のう		竜ヶ崎-29
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	左		寺田	2.55～ 5.40	2,850	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-30
相野谷川		堤防高 (流下能力)	A	右		寺田	2.55～ 5.40	2,850	流下能力不足 (断面狭小)		積み土のう	事業区間未改修	竜ヶ崎-31

出典：令和3年度 茨城県水防計画

第3節 県及び本市の風水害被害

第1 風水害の歴史

本市は、過去には洪水による被害を受けたが、近年は堤防や排水樋管等の整備により、大規模な浸水被害は減少している。

利根川の流路は、江戸幕府の「利根川の東遷」と呼ばれる河川整備事業により、人為的に銚子から太平洋に注ぐ流路に変更させたものである。

現在の市付近の利根川の流路は、下図に示す旧利根川（渡良瀬川－思川）流域と旧鬼怒川流域の間の小流域である常陸川の流路であった。

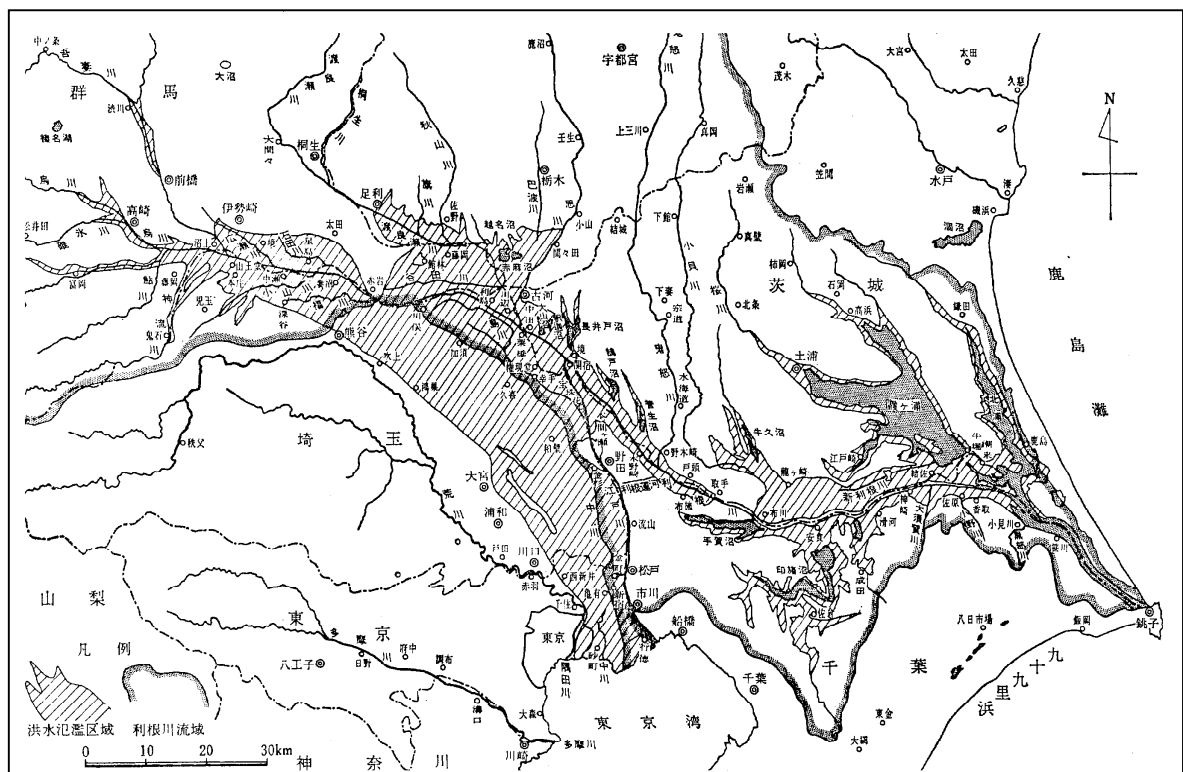
利根川の過去の水害記録を次ページの表に示すが、下利根川で江戸末期の享保年間と明治に水害が集中している。明治年間では、5年に1回の割合で洪水が発生している。これは、1629年からの利根川の東遷と江戸末期に江戸川の流量を減らして下利根川の流量を増加させた影響といわれている。明治43年の大洪水以後は、河川改修事業が進展して、利根川自体の氾濫は少なくなったが、利根川から小貝川への逆流による、小貝川氾濫の水害が目立つようになった。

これまでの小貝川流域における災害履歴では、本市藤代地域の風水害、堤防の決壊による堤内の浸水被害が主となっている。洪水による場合、浸水深は1～2mを超え、自然堤防のような微高地でも床上まで浸水した例が多い。

これは、主に堤防高の余裕不足もしくは一帯の地盤が軟弱で、水を通しやすい地質であることによる。

また、地形上、決壊時に流れ込む水量の約8割は利根川の水といわれ、すり鉢の底のような「輪中」に入った大量の水は、長期間低地に滞留する。したがって避難期間も長期化し復旧には多大の時間を要することが想定される。

明治43年利根川大洪水氾濫図



出典：旧科学技術庁資源局「中側流域低地開発に関する基礎調査報告書」より

1 河川の概況

本市は、利根川と小貝川に接し、河川による影響を受けやすい状況にある。

特に、利根川は下流の利根町栄橋地点で川幅が半分になっているため、台風、長雨、豪雨の際は流水が悪く、増水時には小貝川高須橋付近まで逆流する。昭和25年8月7日小貝川堤防決壊の際は、浸水家屋が低地の農村部全般に及んだ。また、排水が悪いため湛水期間が長びき、農作物に大きな被害を及ぼした。

河川水位状況

河川名 (観測地)	水位	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	既往最高水位 (m) (観測日)
利根川 (取手新町)		2.50m	5.40m	6.90m	7.40m	8.99m (S16.7.23)
利根川 (押付)		3.10m	5.75m	7.10m	7.80m	9.22m (S16.7.23)
小貝川 (水海道)		3.80m	4.60m	6.10m	6.50m	7.03m (S61.8.6)

出典：国土交通省関東地方整備局

利根川の水害記録

◆は下利根川洪水

年号	西暦	決壊場所など
寛永元年	1624	大洪水 ◆
寛永8年	1631	小貝川、利根川合流点に清五郎沼を生じる ◆
宝永元年	1704	江戸水害
享保6年	1721	下利根満水 ◆
享保9年	1724	下利根満水 ◆
享保11年	1726	布川、下利根満水 ◆
享保20年	1734	下利根満水 ◆
享保21年	1735	下利根満水 ◆
延享2年	1745	文間 ◆
天明元年	1781	布川 ◆
天明6年	1787	布川 ◆
文政11年	1828	布川 ◆
弘化4年	1847	加納 ◆
明治3年	1870	生板 ◆
明治4年	1871	十三間戸 ◆
明治18年	1885	押砂 ◆
明治23年	1890	清久 ◆
明治25年	1892	四ツ谷 ◆
明治31年	1898	布川 ◆
明治35年	1902	金江津、四ツ谷 ◆
明治39年	1906	布川 ◆
明治40年	1907	長竿 ◆
明治43年	1910	大洪水、手賀沼・霞ヶ浦つながる大洪水 ◆
昭和10年	1935	明治43年を上回る洪水

年号	西暦	決壊場所など
昭和13年	1938	利根川下流部、霞ヶ浦、印旛沼、小貝川が大洪水
昭和16年	1941	7月洪水、利根川本川堤防欠損
昭和22年	1947	カスリン台風による大洪水
昭和24年	1949	キティ台風による洪水
昭和25年	1950	小貝川破堤
昭和33年	1958	狩野川台風
昭和34年	1959	8月洪水、本川下流部及び鬼怒川の洪水
昭和41年	1966	綾瀬川及び小貝川
昭和56年	1981	8月の台風15号により、利根川水系は、随所で河岸護岸崩壊、漏水

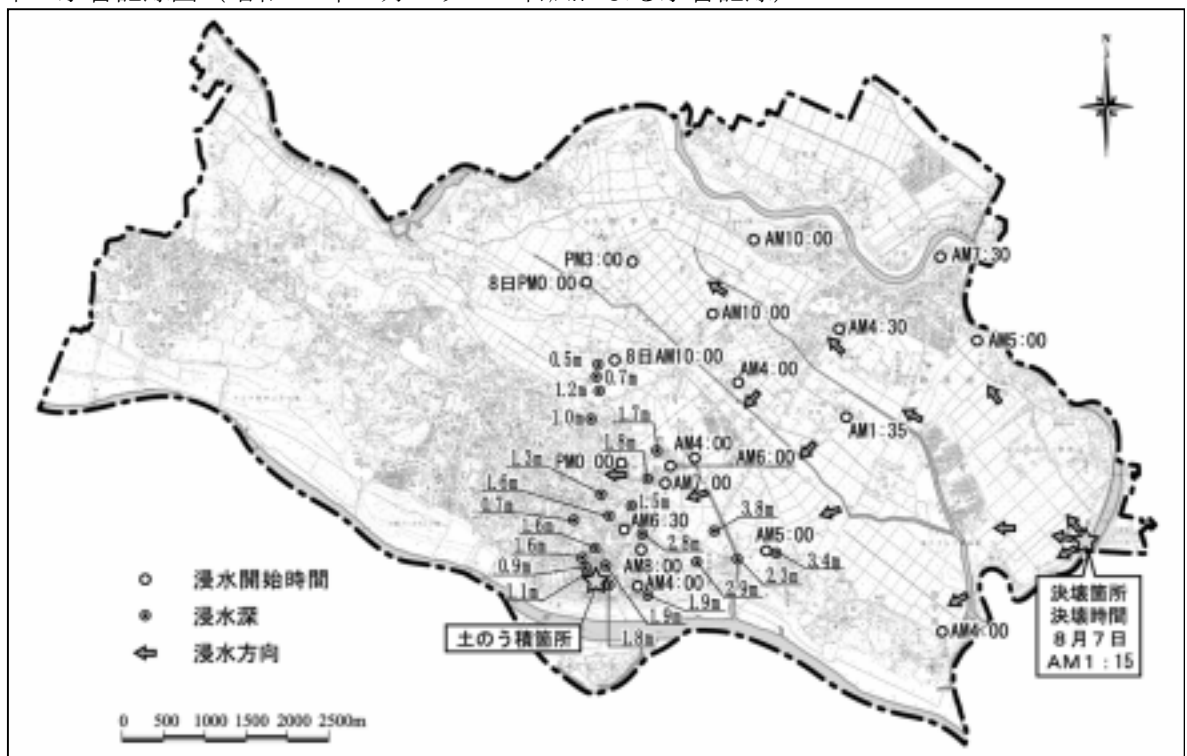
出典：国土交通省（旧建設省）

小貝川の近年の水害記録

年号	西暦	水害記録
昭和2年	1927	真岡～下流が浸水
昭和10年	1935	高須橋下で堤防決壊、真岡～下流で浸水
昭和13年	1938	未曾有の大出水、真岡～谷和原、右岸藤代町で浸水
昭和16年	1941	真岡～下流で浸水
昭和22年	1947	カスリン台風で浸水
昭和23年	1948	アイオンや台風、堤防決壊
昭和25年	1950	高須村で堤防決壊、真岡～下流で浸水
昭和33年	1958	洪水
昭和36年	1961	真岡～下流で浸水
昭和56年	1981	高須橋で堤防決壊、龍ヶ崎付近で浸水
昭和61年	1986	石下町豊田で堤防決壊、真岡～谷和原で浸水

出典：国土交通省（旧建設省）

市の水害記録図（昭和25年8月ヘリーン台風による水害記録）



出典：平成9年 市防災アセスメント調査より

第2 その他の災害履歴

市における平成24年～令和3年度までのその他の災害履歴件数は、下表に示すような状況となっている。

※出火率とは人口1万人当たりの出火件数

年	人口	火災件数	建物	車両	林野	その他	出火率
平成24年	109,712	28	16	7	0	5	2.6
平成25年	110,144	17	12	4	0	1	1.5
平成26年	109,595	19	11	3	0	5	1.7
平成27年	109,348	21	12	3	0	6	1.9
平成28年	108,957	18	13	2	0	3	1.7
平成29年	108,416	19	13	1	0	5	1.8
平成30年	108,049	19	9	1	0	9	1.8
令和元年 (平成31年)	107,489	18	10	3	0	5	1.7

年	人口	火災件数	建物	車両	林野	その他	出火率
令和2年	107,097	13	11	0	0	2	1.2
令和3年	107,236	19	12	4	0	3	1.8

出典：令和3年版消防年報

第4節 計画の基本方針

第1 基本方針

風水害等対策編の計画策定に向けた基本方針としては、震災対策編において示される基本方針に基づき、相互扶助の意識のもと、「自助」「共助」「公助」の防災体制づくりを目指す。

同時に、風水害対策編にあつては、利根川及び小貝川に接する本市の地理的な立地条件に留意した防災体制づくりを進め、市民生活の安全と安心を確保するとともに、減災のまちづくりに向けた接続的な防災活動への取り組みを目指す。

第2 風水害等対策の計画方針

風水害等対策編の計画方針としては、利根川、小貝川及びその支流となる河川水系の氾濫浸水の災害、台風及び多発するいわゆる「ゲリラ豪雨」の災害、そして市内に分布する急傾斜崩壊等の土砂災害を想定する。

また、危険物等の事故、航空機・鉄道災害をはじめとするその他の災害を含めて、災害対策編の計画との整合性を考慮し、市防災計画 風水害等対策編を策定する。

第3 基本目標

風水害等対策編の基本目標としては、震災対策編と同様、国の法令や防災基本計画、県地域防災計画の指針を踏まえ、「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくり」、「災害に強いシステムづくり」として、減災のまちづくりのため計画を策定する。

(1) 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりの基本的な考え方は、震災対策編第1章第4節第3（31ページ）に掲げる基本目標に準ずるものとする。

同時に、風水害等対策として、東北地方太平洋沖地震のような大規模地震に耐えうる堤防や排水樋管等の整備強化を図ることを国に求め、風水害や土砂災害などさまざまな災害に応じた防災基盤の整備を進める。また、高齢者や障害者等で災害時に援護を必要とする人々が避難の行動をしやすい防災都市の基盤づくりに努める。

(2) 災害に強い人づくり

災害に強い人づくりの基本的な考え方は、震災対策編第1章第4節第3（31ページ）に掲げる基本目標に準るものとする。

同時に、風水害等対策として、国及び県にあつては、河川巡視員、河川パトロールカー等による河川巡視体制の確保に努める。また、河川の氾濫、土砂災害などを想定した、市、国・県及び水防団・自主防災組織等防災関係機関・団体との合同水防訓練を実施し、風水害時に即時に対応できる人材の育成に努める。

(3) 災害に強いシステムづくり

災害に強いシステムづくりの基本的な考え方は、震災対策編第1章第4節第3（31ページ）に掲げる基本目標に準ずるものとする。

同時に、河川状況等に関する情報を的確に把握するためのシステム及び基盤を整備するよう国に求めるとともに、災害時にあって、市民に正確な情報を伝達し緊急避難に対応できるようにするため、市、国・県及び水防団・自主防災組織、自治会・町内会等防災関係機関、団体とのネットワーク化・組織化を強め、情報の共有化を図る。

第4 基本目標を達成するための施策項目の構成

風水害等予防計画、風水害等応急対策計画、風水害等復旧・復興対策計画における施策構成は以下の通りとし、基本目標を実践するための対策を示すとともに、個別の施策を推進する。

風水害等予防計画

施策項目		基本目標	災害に強いまちづくり	災害に強い人づくり	災害に強いシステムづくり
組織と情報ネットワークの整備	風水害等対策に携わる組織の整備				○
	相互応援体制の整備			○	○
	防災組織等の活動体制の整備			○	○
	情報通信ネットワークの整備			○	○
災害に強いまちづくり	防災まちづくりの推進		○		
	都市及び建築物の不燃化・耐震化		○		○
	治水計画		○		○
	住民等の安全確保対策		○	○	○
	風水害時の避難計画		○	○	
	危険物等災害予防計画		○		○
風水害等被害軽減への備え	緊急輸送への備え		○		○
	消防活動計画			○	○
	医療救護計画		○	○	○
	被災者支援のための備え			○	○
	(災害時)要配慮者の安全確保のための備え		○	○	○
	帰宅困難者に対する備え		○	○	○
	資機材等の整備計画		○		○
	農地農業計画		○	○	○
	地区の孤立対策		○	○	○

施策項目		基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
防災教育・訓練	防災知識の普及計画			○	
	災害知識の普及啓発			○	
	防災訓練			○	○
	事業所の防災体制			○	○
の策事 備、故 え、災 災害 復害 旧応 へ急 対	航空災害				○
	鉄道災害				○
	道路災害				○

風水害等応急対策計画

施策項目		基本目標	災害に強い まちづくり	災害に強い 人づくり	災害に強い システムづくり
初動対応	災害応急処理本部			○	○
	災害対策本部			○	○
情報の収集・伝達	通信手段の確保		○		○
	気象情報等計画		○		○
	災害情報の収集・伝達・報告計画		○		○
	広報計画			○	○
応援・派遣	応援・派遣要請計画			○	○
避難対策	避難計画			○	○
	高齢者等避難 避難指示			○	○
	避難生活計画			○	○
被害軽減対策	緊急輸送			○	○
	消防水防活動計画			○	○
	応急医療			○	○
	危険物等災害防止対策計画			○	○
災害対策 水害、土砂	水害対策		○	○	○
	土砂災害対策		○	○	○

施策項目		基本目標	基本目標		
			災害に強いまちづくり	災害に強い人づくり	災害に強いシステムづくり
被災者生活支援	生活救援物資の供給計画			○	
	(災害時)要配慮者の安全確保計画		○	○	
	被災者支援相談計画		○	○	
	応急教育計画		○	○	
	ボランティア活動支援計画		○	○	
農地農業計画	農地農業計画の推進	○	○		
地区の孤立対策	地区の孤立対策の実施	○	○	○	
災害救助法の適用	災害救助法の適用計画		○	○	
応急復旧・事後処理	建築物・土木施設の応急復旧計画		○	○	
	ライフライン施設の応急復旧計画		○	○	
	清掃・防疫・障害物の除去計画		○	○	
	行方不明者の捜索・遺体処理・火葬		○	○	

風水害等復旧・復興対策計画

施策項目		基本目標	基本目標		
			災害に強いまちづくり	災害に強い人づくり	災害に強いシステムづくり
の復旧・復興基本方針	主旨		○		
	災害復旧・復興計画作成への体制づくり		○	○	
被災者生活の安定	り災証明、被災証明の発行			○	
	義援金品の募集及び配分			○	
	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付			○	
	租税及び公共料金等の特別措置			○	
被災施設の復旧	災害復旧事業	○	○	○	
激甚災害の指定				○	
復興計画の作成			○	○	
被災者生活再建支援法の適用				○	

第5節 各機関の業務大綱

震災対策編 第1章 第5節「各機関の業務大綱」(35～41 ページ)を準用する。

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 風水害対策に携わる組織の整備

以下 震災対策編 第2章 第1節 第1「震災対策に携わる組織の整備」(42～45 ページ)を準用する。

第2 相互応援体制の整備

震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46～48 ページ)を準用する。

第3 防災組織等の活動体制の整備

震災対策編 第2章 第1節 第3「防災組織等の活動体制の整備」(49～56 ページ)を準用する。

第4 情報通信ネットワークの整備

震災対策編 第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57～60 ページ)を準用する。

第2節 災害に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

震災対策編 第2章 第2節 第1「防災まちづくりの推進」(61～64 ページ)を準用する。

第2 都市及び建築物の不燃化・耐震化

震災対策編 第2章 第2節 第2「都市及び建築物の不燃化・耐震化」(65～67 ページ)を準用する。

第3 治水計画

河川の整備、内水施設の整備を推進するとともに、洪水関連情報等の提供と啓発を通じて、住民等の安全確保対策の強化推進を図る。

■ 対策

1 河川整備の推進 (建設部、国、県)

2 内水施設の整備 (建設部、国、県)

■ 内容

1 河川整備の推進

利根川及び小貝川は、国土交通省の直轄河川で、河川氾濫等の災害防備対策が進んでいる。国、県は、今後過去に例をみない気象現象などによる水害等に備え、関係機関の協力を得て、総合的な治水対策の推進を図る。

2 内水施設の整備

市は、集中豪雨等により内水処理機能が飽和状態に達し、低地帯における家屋の床上・床下浸水、田畑が冠水するなどの被害を未然に防止するため、樋門、樋管の管理点検を行うとともに、逐次排水施設の整備を図る。

第4 住民等の安全確保対策

市は、市民に分かりやすい情報の提供に努め、自主避難・自主防衛に向けた支援対策として以下の事項を実施し、市民の「自助」意識の啓発に努める。

■ 対策

1 洪水関連情報等の提供と啓発 (総務部、建設部)

2 避難マニュアルの運用 (総務部、建設部)

3 情報提供の充実 (総務部、建設部)

■ 内容

1 洪水関連情報等の提供と啓発

- ① 重要水防箇所、過去の氾濫実績等の洪水関連情報について一般公開する。
- ② 広報紙、市ホームページ、各種イベントによる広報活動を行う。
- ③ PR用パンフレットの製作、配布を行う。
- ④ ハザードマップによりあらかじめ洪水予報・警報の伝達方法や避難所、避難場所の周知徹底を図る。

2 避難マニュアルの運用

市は、避難指示、高齢者等避難（要配慮者避難）情報等を発令する場合は、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアル（取手市避難勧告等の判断・伝達マニュアル）を運用し、適切に判断し発令する。

3 情報提供の充実

国（気象庁）及び県は、防災関係機関の協力を得ながら報道機関等を通して、市民、市及び関係行政機関に対して雨量等の情報提供の充実を図る。また、市は、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第5 風水害時の避難計画

市は、風水害時に市民等が円滑かつ速やかに避難するため、情報伝達の方法、避難所の確認、避難の方法等について、あらかじめ事前対策を整える。

■ 対策

- 1 避難体制の整備 (総務部)
- 2 避難施設・避難路の確保と周知対策 (総務部)
- 3 避難所の管理運営 (総務部、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、教育委員会)
- 4 地下空間の浸水対策 (総務部)

■ 内容

1 避難体制の整備

適切な避難誘導に向けて、発生が予想される災害、または、発生した災害について、各地域の実情を考慮し、その状況を十分に把握し、避難すべき区域、判断基準、情報の伝達方法を明確にした取手市避難勧告等の判断伝達マニュアルの市民への周知を図る。

(1) 高齢者等避難

高齢者等避難とは、洪水予報（利根川については、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が発表、小貝川については、国土交通省下館河川事務所と水戸気象台が発表）及び水防警報（利根川については、国土交通省利根川下流河川事務所が発表、小貝川については、国土交通省下館河川事務所が発表）、河川の水位や堤防の状況等の情報を受けて、市長が総合的に判断し必要と認めるとき、必要な地域において要配慮者へ避難行動の開始を求める情報をいう。

(2) 避難指示（震災対策編第3章 第4節第1避難計画（187ページ）参照）

利根川又は小貝川の水位状況や気象状況から、堤防のひび割れ等災害前兆現象が現われ、人的被害の発生が目前に切迫している場合、当該区域の居住者等を避難のために立ち退かせることをいう。

（指示に従わなかった者に対して直接強制するものではない。法的強制力もない。）

(3) 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示は、防災行政無線、防災ラジオ、市及び消防署・消防団の広報車、インターネット（市ホームページ等）、自主防災組織の連絡網等、多様な情報伝達手段を使って情報提供し、当該区域住民が速やかな避難行動することにより安全確保につなげる。

特に、要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、緊急時の避難情報の伝達・周知体制を整え、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

(4) 報道機関への災害情報の伝達の協力依頼

市は、国（気象庁、国土交通省）、県及び関係機関の協力を得て、関係行政機関はもとより、報道機関を通じて、雨量、水位等の情報について市民へいち早く情報提供できる体制を整える。なお、災害情報を報道機関に行う場合、次の事項に留意する。

① 災害情報の種類

- ・ 災害対策基本法に基づく避難指示（解除を含む）
- ・ 市防災計画に基づく、高齢者等避難

② 伝達手段

原則県防災システムで行うが、情報伝達の確実性を図るため FAX や E メールを併用する。

2 避難施設・避難路の確保と周知対策

(1) 水害時避難施設、避難道路の整備

市は、国土交通省による浸水想定区域に居住する市民等を対象に、浸水災害の発生時における避難施設・避難道路を確保し、浸水被害が想定される区域以外の地区に、水害時避難場所及び避難所（収容避難）を設け、避難者の安全確保と一時的な生活の場を整備する。

なお、避難中あるいは避難準備中に、水害時避難場所及び避難所に到達できない事態を想定し、学校など2階以上の建築物を水害時緊急避難所として指定し避難誘導を図る。

(2) 隣接市町との避難施設提供の協定

市は、河川氾濫による浸水被害に伴う市民等の避難施設を確保するため、隣接の市町に対して避難施設の提供協力を要請し、必要な避難者数に応じた避難施設の確保を図る。

このため、本市に隣接する市町を中心に、避難施設提供に関する相互応援協定の締結を進める。

(3) 要配慮者に配慮した避難所の確保

避難所における避難生活は、要配慮者にとって、また、その介護者や保護者にとって身体的、精神的負担が多くなるため、市は、要配慮者のために必要に応じて一般の避難所とは別に、あらかじめ福祉避難所を指定する。

特に重介護を必要とする方については、市内の介護事業者と福祉避難所指定について協定締結に努め、福祉避難所として指定を行う。

また、福祉避難所では、高齢者や障害者の介護、乳幼児の保育のための資機材の調達を行う。さらに、障害者等の生活の支援対策として、ボランティア団体に対し人材の派遣要請を行う。

(4) 浸水想定区域内福祉施設の避難対策

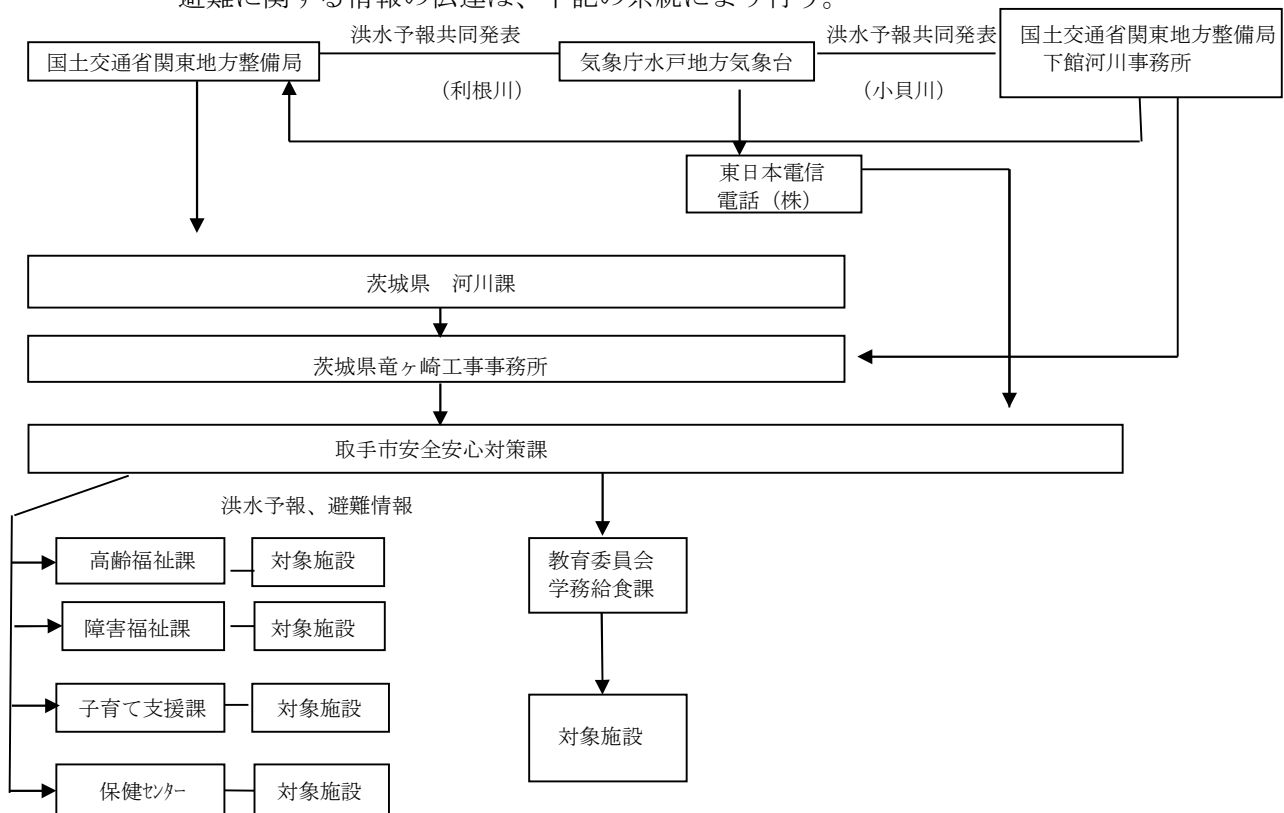
市は、要配慮者、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、国土交通省が想定する浸水想定区域内に位置し洪水時に、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、その名称、所在地、連絡方法並びに連絡事務等に関する情報を把握し、市と関係機関相互の連携により、迅速な避難対策を図る。

[避難情報の連絡先]

連絡先は、「浸水想定区域内にある要配慮者関連施設一覧（資料編 68 ページ）を参照。

[情報の伝達系統]

避難に関する情報の伝達は、下記の系統により行う。



3 避難所の管理運営

震災対策編 第2章 第3節 第4 4 「避難所の管理運営」(107 ページ) を準用する。

4 地下空間の浸水対策

ビルの地下室や地下駐車場、道路等のアンダーパス等、集中豪雨や洪水による浸水災害の発生を防ぐための対策を推進する。

(1) 危険性の周知徹底

市は、ビルや地下駐車場の管理者に対して、地下空間における浸水災害の危険性を周知し意識啓発を図る。道路等のアンダーパスについては、防災訓練、パンフレット、広報誌及び現地への注意喚起の看板設置等のあらゆる伝達手段で市民に対して意識の啓発を行う。

(2) 地下空間の実態把握

市は、ビルの地下室、地下駐車場、道路等のアンダーパスといった地下空間の浸水災害が発生しそうな施設等について、関係機関と連携し実態調査に努め、危険箇所についての位置情報を明確にする。

(3) 地下空間への浸水災害の予防

市は、地下空間での浸水災害が発生しそうな地域においては、雨水対策や内水排除対策等の事業を推進し、浸水災害の発生予防に努める。

(4) 避難体制の確立及び整備

市は、地下空間の管理者及び関係機関と連携し、円滑な避難誘導に向けた避難計画等の整備に努め、浸水災害を想定した訓練の実施等を推進する。

第6 地盤災害防止計画

災害による被害を未然に防止するために、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して住民の生命、財産の保全に努める。

■ 対策

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 地盤災害危険度の把握 | (建設部、都市整備部) |
| 2 土地利用の適性化の誘導 | (財政部、建設部、都市整備部) |
| 3 斜面崩壊防止対策の推進 | (国、県、建設部) |
| 4 宅地造成地災害の防止対策の推進 | (県、建設部、都市整備部) |

■ 内容

1 地盤災害危険度の把握

震災対策編 第2章 第2節 第5 1 「地盤災害危険度の把握」(76 ページ)を準用する。

2 土地利用の適性化の誘導

震災対策編第2章 第2節 第5 2 「土地利用の適性化の誘導」(76 ページ)を準用する。

3 斜面崩壊防止対策の推進

震災対策編 第2章 第2節 第5 3 「斜面崩壊防止対策の推進」(77～78 ページ)を準用する。

4 宅地造成地災害の防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導・監督

震災対策編 第2章 第2節 第5 4-(1) 「災害防止に関する指導・監督」(79 ページ)を準用する。

(2) 災害防止に関する指導基準

震災対策編 第2章 第2節 第5 4-(2) 「災害防止に関する指導基準」(79 ページ)を準用する。

(3) 警戒避難体制の確立

危険箇所に対する防災措置が不完全である間は、まずその住民に対する警戒避難体制の整備が最も必要である。

市は、がけ崩れの発生の恐れのある場合、あるいは危険が切迫した場合に、迅速かつ適切な勧告又は指示が伝達できるよう、市防災計画に定める事項についての通知に準拠して警戒避難体制を整備しておく。

(4) 県の要配慮者関連施設に係る情報提供等

県は、要配慮者関連施設について、当該施設が土砂災害を受ける恐れがある場合には、市に対してその旨を通知するとともに、市と連携・協力し、当該施設管理者に対しても通知する。

また、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及向上等を図るなどの要配慮者対策について研修等を行う。

第7 危険物等災害予防計画

震災対策編 第2章 第2節 第6「危険物等災害予防計画」(80～83 ページ)を準用する。

第3節 風水害等被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

震災対策編 第2章 第3節 第1 「緊急輸送への備え」(84～88 ページ)を準用する。

第2 消防活動計画

震災対策編 第2章 第3節 第2 「消防活動計画」(89～98 ページ)を準用する。

第3 医療救護計画

震災対策編 第2章 第3節 第3 「医療救護計画」(99～102 ページ)を準用する。

第4 被災者支援のための備え

震災対策編 第2章 第3節 第4 「被災者支援のための備え」(103～117 ページ)を準用する。

第5 要配慮者の安全確保のための備え

震災対策編 第2章 第3節 第5 「要配慮者の安全確保のための備え」(118～122 ページ)を準用する。

第6 帰宅困難者に対する備え

震災対策編 第2章 第3節 第6 「帰宅困難者に対する備え」(123～125 ページ)を準用する。

第7 資機材等の整備計画

災害による被害を未然に防止し、又は拡大を防止するために、水防資機材の整備推進に努める。

■ 対策

1 水防用資機材の整備

(総務部、建設部、消防本部、
防災関係機関)

■ 内容

1 水防用資機材の整備

(1) 計画

市及び防災関係機関は、保有している風水害用資機材について、水防体制強化のために、毎年台風や雨期の前に点検を行い、不足するものは補給し、各防災倉庫等へ配備するとともに、必要な資機材の整備・充実を図る。

第8 農地農業計画

市または防災関係機関は、災害による被害から農作物、農地及び農業施設を防護するため、農業施設の整備を推進するとともに、農作物の防護対策の充実に努める。

■ 対策

- 1 農地計画 (まちづくり振興部、防災関係機関)
- 2 農業計画 (まちづくり振興部、防災関係機関)

■ 内容

1 農地計画

(1) 用排水施設等整備事業

市または防災関係機関は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に加え、災害で被害が発生する危険性が高い施設等、整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用用排水施設等の新設又は改修を実施する。

(2) 湛水防除事業

市または防災関係機関は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路などの新設又は改修を実施する。

(3) 水質障害対策事業

市または防災関係機関は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を実施する。

(4) 地盤沈下対策事業

市または防災関係機関は、地盤沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を実施する。

2 農業計画

市または防災関係機関は、災害発生の地域性を踏まえて災害から農作物を守るため、事前にとるべき対策を定め、災害を未然に防止する。

(1) 農作物の防護

災害名	作物名	事 由
風 害	水 稻	1 作付体系 早・中・晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の設定を行うこと。 2 肥培管理 施肥の合理化及び追加の時期、量に注意すること。 3 施設 病害虫防除器具の整備を行うこと。
風 害	陸 稻	1 作付体系(水稻と同じ) 2 肥培管理 ① 倒伏防止のため土寄せを行うこと。 ② 施肥の合理化及び追肥の時期、量に注意すること。 3 施設(水稻と同じ)

災害名	作物名	事 由
	大豆	1 作付体系 短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 倒伏を防ぐため早めに土寄せを行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種の作付は台風時期を避けること。 2 肥培管理 支柱は倒伏しないよう堅固なものをたてること。 3 防護措置 ① 温床場ビニールハウス等には、防風設備を設けること。 ② 春作類には、冷風害防止を兼ね防風垣を設置すること。
	果 樹	防護措置 ① 防風垣を設置すること。 ② 成木は名木を繫補し、又は支柱を立てること。幼木は支柱を立て直し、又はよしずやこし等で周囲をとりまくこと。
干 害	陸 稲	1 作付体系 耐干性の品種選定を行うこと。 2 肥培管理 ① 浅く中耕して土壤水分の発散防止に努めること。 ② 大きい草は抜き取らずに刈り取り畦間に敷くこと。
	なたね	1 肥培管理 ① 軽しょう土については、直播きし鎮圧を行うこと。 ② 移植については、健苗を育成し適期移植を行うこと。
ビ ニ ール ハ ウ ス 干 害	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 ① 基肥は深層施肥を行うこと。 ② 乾燥期には、敷ワラを励行すること。 ③ 敷ワラを行うものは、表層面を軽く中耕すること。 ④ 追肥は、液肥を用いること。 2 施設 灌水設備を設置すること。
	そさい及び ビニールハウス	1 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 マルチングを行い、根の保護を行うこと。 3 施設 ビニールハウス等は、保温用簞、ビニール加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果 樹	1 防護措置 寒風を避けるため防風垣を整備する。
凍 霜 害	水・陸稲・ 麦	1 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 堆既肥の贈肥を行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	1 肥培管理 灌水設備を利用し、低温の緩和を図ること。 2 施設 保温用として、簞、燃料等を整備しておく。
水 害 干	飼料作物 水 稲	1 作付体系 主育期に応じた計画的な栽培を行うこと。 2 肥培管理 けいはんの漏水防止に努め、揚水機利用等による計画灌水を行うこと。

災害名	作物名	事由
		3 施設 さく井及び水路の改修を行い、用水の確保を図る。

(2) 災害の未然防止対策

① 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策を支援する。

② 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

(3) 災害の事後対策

① 県条例の迅速な適用

県は、被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、被害農業者への助成措置を講じる。

② 農業共済金の早期支払い

県は、農業共済に加入している被害農家に対し、農業共済組合連合会等に対し共済金を早期に支払うよう指導する。

③ 制度資金の活用

県は、県条例が適用されない小さな災害については、被害農家の再生産が図られるよう農業経営維持安定資金（農林漁業金融公庫資金）の活用の推進を図る。

(4) 資材の確保

① 市及び農協等は、病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるように努める。

② 災害の発生が予想される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう経済連等を通じて必要量の備蓄を図る。

③ 災害に備え最低数日間の飼料を備蓄すること。

第9 地区の孤立対策

市域内には、利根川及び小貝川水系における洪水発生時において、その地形的な条件から一時的な浸水により、孤立する事態が想定される地区がある。

市、国、県及び防災関係機関は、浸水等により孤立する恐れのある地区について、相互に情報伝達ができる連絡体制を整え、孤立の未然防止を図る。また、市、国、県及び防災関係機関は、一体となって取り組み、被災状況の早期把握、住民の救出・救助活動等の迅速な対応についてあらかじめ検討し、市民等の安全確保を図る。

■ 対策

1 孤立地区対策 (総務部、消防本部、国、県、防災関係機関)

■ 内容

1 孤立地区対策

(1) 孤立の恐れのある地区の把握

市は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立が予想される地区について、事前の把握に努める。

把握に当たっては、次の孤立の恐れのある地区の例を参考にするとともに、警察、消防本部、道路管理者、電気通信事業者等防災関係機関から意見を聴取する。

- | |
|---|
| <p>① 地理的条件等により孤立するおそれのある地区</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地区につながる道路等において、水没などのとき迂回路がない地区・ 地区につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所、交通途絶の可能性が高い地区 <p>② 通信手段途絶の恐れがある地区</p> <ul style="list-style-type: none">・ 停電等によって、通信手段が途絶する可能性が高い地区 |
|---|

(2) 孤立の未然防止対策

市及び防災関係機関等は、孤立を未然に防止するため、次のような対策に取り組む。

また、孤立対策に必要な施策を推進するため、防災関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

【市】

- | |
|--|
| <p>① 孤立の恐れのある地区においては、地区の代表者（市政協力員、自主防災組織、消防団員等）を「災害情報連絡員」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、区域内の防災力の向上に努める。</p> <p>② 地区内に学校や駐在所等の公共的機関等やライフライン事業者等の防災関係機関の施設がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。</p> <p>③ 孤立の恐れのある地区において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。なお、緊急用ヘリポートの指定については、事前に対象地域の盛土、地盤高等を考慮し、候補地を選定する。</p> |
|--|

【電気通信事業者】

- ① 孤立の恐れのある地区において、一般加入電話を災害時優先電話として指定する。
- ② 孤立防止のためのポータブル衛星車両の派遣及び衛星携帯電話の配置などについて検討する。

【道路管理者】

- ① 孤立の恐れのある地区については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事等に計画的に取り組む。
- ② 国、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

(3) 孤立時における避難対策

- ① 水害等による孤立時の緊急避難
 - ・水害等による地区の孤立が予想される場合には、浸水地域内にあっても、2階以上の階高を有する学校等の水害時緊急避難所への避難を誘導し、被災者の救援を図る。
- ② 孤立地区に対する集団避難の勧告・指示の検討
 - ・孤立が予想される地区においては、速やかに集団避難の勧告または指示を行い、自主防災組織、自治会・町内会や消防団と連携し、市民等が取り残される事態等の防止に努める。
- ③ 孤立を想定した等の備蓄
 - ・避難施設においては、孤立となった場合を想定して食糧、飲料水、毛布等の備蓄体制を整え、防災拠点機能の拡充に努める。
 - ・避難所に指定される施設においては、非常用発電機等の防災機能の拡充を進める。

第4節 防災学習・訓練

第1 防災知識の普及計画

震災対策編 第2章 第4節 第1「防災知識の普及計画」（126～133 ページ）を準用する。

第2 災害に関する調査研究

風水害等の態様は複雑多様である。風水害は、洪水や集中豪雨をはじめ、がけ崩れ、暴風など、人命、財産に直接被害を与え、その社会的影響は計り知れないものがある。

市は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に把握するため、大学等の専門学術研究機関に協力を求め、集中豪雨等異常気象による災害等に関する研究調査資料の収集に努める。

また、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、防災マップ等の配布により、住民への周知に努める。更に、防災知識の普及及び防災意識の向上のため、防災士の育成に努める。

■ 対策

- 1 風水害等対策調査の実施 (総務部、建設部)
- 2 災害危険地域の調査研究の推進 (総務部、建設部)

■ 内容

1 風水害等対策調査の実施

風水害等対策に関する調査については、国土交通省による浸水想定区域調査、県が実施する土砂災害防止法にもとづく土砂災害危険箇所調査等の結果に留意し、災害防止対策を検討する。

また、風水害等に関する研究調査結果を有効的に活用し、実践的な防災対策を図るために、官・学・民の連携に努める。

2 災害危険地域の調査研究の推進

(1) 浸水想定地域調査結果の把握と住民周知への対策

過去の浸水被害、国土交通省及び県が公表する浸水想定区域等をもとに、洪水、湛水等による災害発生のおそれのある地域の把握に努める。

また、洪水ハザードマップについては、避難等に役立てるために、定期的なデータの更新に努め、市民に周知する。

(2) 土砂災害危険箇所の調査把握

土砂災害危険箇所を事前に把握することにより、防災工事の実施、土地利用の適正化等の指導を進めるとともに、防災パトロールを行うなど土砂災害危険箇所の現状把握に努める。また、土砂災害ハザードマップ等の配布により住民への周知に努める。

第3 防災訓練

市は、災害時に自主防災組織、自治会・町内会及び防災関係機関と連携を図り情報を共有し、協力しながら災害対策を進めることが必要となることから、各種の防災訓練を定期的に繰り返し実施する。その際、市、自主防災組織及び防災関係機関は、多くの市民の積極的な訓練参加を促し、的確な災害対応ができるよう訓練に努める。なお、市及び防災関係機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じる。

■ 対策

- 1 土砂災害危険区域での訓練の実施 (総務部、建設部、教育委員会)
- 2 学校教育等による災害教育の推進 (教育委員会)
- 3 総合訓練の実施 (総務部、建設部、教育委員会)

■ 内容

1 土砂災害危険区域での訓練の実施

市は、県及び関係機関と協議し、特に土砂災害生の危険性が高いと考えられる土砂災害危険区域において、情報伝達訓練、避難誘導訓練等を実施する。

訓練の内容は、震災対策編 第2章 第4節 第1 防災知識の普及計画 4 防災訓練の実施 (2) ⑦土砂災害防止訓練 (132 ページ) を準用する。

2 学校教育等による災害学習の推進

市教育委員会は、必要により国及び県の協力を得て、学校教育の場において、児童生徒に対し、河川氾濫や風水害による風水害及び航空、鉄道、道路災害等に関する学習等の防災対策教育を推進する。

また、各学校においては、市主催の防災訓練をはじめ各種防災訓練の実施にあたり、学校長、教頭等学校における災害対策の責任者も積極的に参加し、あらかじめ防災に関する習得に努める。同時に、保護者にも広く参加を呼びかけ、災害学習について情報の共有化を図る。

3 総合防災訓練の実施

市は、国・県及び関係機関と協議し、発災時の避難誘導に係る総合的な防災訓練計画を作成し訓練を実施する。

なお、詳細については、震災対策編 第2章 第4節 第1 「4 防災訓練の実施」 (129～133 ページ) を準用する。

第4 事業所の防災体制

震災対策編 第2章 第4節 第3 「事業所の防災体制」 (136 ページ) を準用する。

第5節 事故災害応急対策、災害復旧への備え

第1 航空災害

市内における航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生に備え、市及び防災関係機関は平素から以下に掲げる対策を講じる。

■ 対策

- 1 県の航空状況 (各部共通、防災関係機関)
- 2 情報の収集・連絡体制の整備 (各部共通、防災関係機関)
- 3 災害応急体制の整備 (各部共通、防災関係機関)
- 4 救助・救急、医療及び消火活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 5 緊急輸送活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 7 遺族等事故災害関係者の対応 (各部共通、防災関係機関)
- 8 防災関係機関の防災訓練の実施 (各部共通、防災関係機関)

■ 内容

1 県の航空状況

本県には、公共用ヘリポートが1か所（つくば）、非公共用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻、県庁）設置されているほか、自衛隊の飛行場が1か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）及び茨城空港（民間航空、航空自衛隊との共用）が整備されている。

また、県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

2 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立する。

また、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め定めるとともに、夜間、休日時における対応体制の整備を図る。

さらに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、震災対策編 第2章第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57～60 ページ) に準ずる。

(3) 県等への連絡

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等について県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接情報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り速やかに報告する。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のための職員初動マニュアルにより、職員に災害時活動内容等の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、災害発生時においては、減災に向けて相互の連携体制をとる。そのため、平素から応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、連携強化に努める。

本市においては既に締結している協定は、震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46～48 ページ) に示すとおりである。

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急、消火活動への備え

市及び防災関係機関は、災害時において、迅速かつ的確な応急活動を行うため、個々の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、震災対策編 第2章 第3節 第3「医療救護計画」(99～102 ページ) に準ずる。

5 緊急輸送活動への備え

発災時における緊急輸送活動をより効果的なものとするために、震災対策編 第2章第3節 第1「緊急輸送への備え」(84～88 ページ) に準じ事前対策を講ずるほか、以下のような事項に配慮し、緊急時の輸送活動を実施する。

(1) 災害時の道路交通管理体制の整備

災害における信号機や情報板等の道路交通関連施設について、国土交通省及び県などの道路管理者を始め、警察や公安委員会等の関係機関との連携を取りながら、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、家族等からの問い合わせ等の対応について、あらかじめ的確な情報収集・伝達ができるよう努める。

7 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等の事故災害関係者に対し適切に対応する。

8 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練等に参加し、航空機災害に対する防災知識の習得に努める。

第2 鉄道災害

市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等による多数の死傷者の発生、または地域住民に相当の被害がおよぶ大規模な鉄道災害が発生した場合には、二次的な被害の軽減を図るために、市は、関係機関及び関係団体と協力し必要となるべき対策を講じる。

■ 対策

- 1 情報の収集・連絡体制の整備 (各部共通、防災関係機関)
- 2 鉄道交通の安全確保 (各部共通、防災関係機関)
- 3 災害応急体制の整備 (各部共通、防災関係機関)
- 4 救助・救急、医療及び消火活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 5 緊急輸送への備え (各部共通、防災関係機関)
- 6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 7 防災関係機関の防災訓練の実施 (各部共通、防災関係機関)

■ 内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市は、鉄道災害が発生した場合に、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うため、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員の迅速な活動を促すために、勤務時間内、勤務時間外の対応体制を事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

さらに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、震災対策編 第2章第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57～60 ページ) に準ずる。

(3) 県等への連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等について県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り速やかに報告する。

2 鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、気象状況、災害に対する取り組みでは、天候の変化に適切に対応する予防対策をマニュアル化するなど、予防対策の確立に努める。

また、車両などの安全性確保の対策としては、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査制度の向上を図り、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、災害が発生したときは、職員の非常参集体制、応急活動のための職員初動マニュアルに基づき、災害応急体制を整えとともに、関係機関との緊密な連携により必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、鉄道災害を誘因とする火災等の被害拡大を防止するため、関係機関と協力し初期消火体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

鉄道事業者をはじめ防災関係機関は、災害発生時にあつては、減災に向けて相互の連携体制をとる。そのため、平素から応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、連携強化に努める。

本市においては既に締結している協定は、震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46～48 ページ) に示すとおりである。

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は、鉄道災害時における迅速な救助・救急活動を行うため、救急車及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、軌道内での対応を考慮した管理用道路などについて、鉄道管理者等と連絡体制の整備を図る。

(2) 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、震災対策編 第2章第3節第3「医療救護計画」(99～102 ページ) に準ずる。

(3) 消火活動への備え

市は、鉄道災害時における迅速な救助・救急活動を行うため、平常時から関係機関相互間の連携の強化を図り、消火活動に備える。

5 緊急輸送への備え

(1) 市の対応

現場の警察官、関係機関の情報等から交通状況を迅速に把握する。

また、警察署に対して、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を要請するものとし、必要に応じて警備業者等に交通誘導を要請する。交通規制に当たっては、警察署等関係機関と密接に連絡する。

(2) 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう求める。

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、鉄道事業者、その他の関係機関とあらかじめ災害時を想定した連絡体制を確認するとともに、市内部の連絡体制及び被災者の受け入れ施設等の確保と必要な施設整備を図る。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制については、家族等からの問い合わせ等の対応について、あらかじめ的確な情報収集・伝達ができるよう努める。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や鉄道事業者が相互に連携した訓練等に参加し、鉄道災害に対する防災知識の習得に努める。

第3 道路災害

市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物等での大規模事故など道路災害発生の予防と、道路災害が発生した場合、迅速な被害者の救済、二次被害の軽減及び復旧のために、市は、関係機関と協力し以下の対策を講じる。

■ 対策

- 1 道路施設等の管理と整備 (各部共通、防災関係機関)
- 2 情報の収集・連絡体制の整備 (各部共通、防災関係機関)
- 3 災害応急体制の整備 (各部共通、防災関係機関)
- 4 救助・救急、医療及び消火活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 5 緊急輸送活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え (各部共通、防災関係機関)
- 7 防災関係機関の防災訓練の実施 (各部共通、防災関係機関)
- 8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄 (各部共通、防災関係機関)
- 9 災害復旧への備え (各部共通、防災関係機関)

■ 内容

1 道路施設等の管理と整備

(1) 管理する施設の巡回及び点検

市をはじめとする各道路管理者は、道路施設における大規模な道路災害及び地震、大雨、洪水などの災害に対する安全確保のため、これらの災害の危険性が確認される場合には、施設の巡回及び点検を行う。

(2) 安全性向上のための対策の実施

市をはじめとする各道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を進めるため、計画的かつ総合的な視点に立って、道路施設の整備を行う。特に、道路脇の水路、電柱上の高圧トランス、道路に付帯する構造物等に留意し、大規模な道路災害に対して(災害時)要配慮者及び道路利用者のための安全対策に努める。

(3) 県等への連絡

市をはじめとする各道路管理者は、大規模な道路災害の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等を県に連絡する。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り速やかに報告する。

2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市をはじめとする各道路管理者は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うとともに、関係機関相互の情報の収集・連絡体制の整備を図る。

市をはじめとする各道路管理者は、相互に緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、市をはじめとする各道路管理者の職員については、勤務時間内、勤務時間外の対応体制を事前に定めるなど、初動体制の確保に努める。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、震災対策編 第2章第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57～60 ページ) に準ずる。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ職員初動マニュアルに基づき、職員に非常時の職員参集体制及び災害時活動内容等の周知を図る。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

各道路管理者をはじめ防災関係機関は、災害発生時にあつては、減災に向けて相互の連携体制をとる。そのため、平素から応急活動及び復旧活動に関し、相互応援協定の締結等、連携強化に努める。

本市においては既に締結している協定は、震災対策編 第2章 第1節 第2「相互応援体制の整備」(46～48 ページ) に示すとおりである。

4 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

市は、大規模な道路災害時において、迅速な応急活動実施に向け、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるとともに、各道路管理者に対して救助・救急活動に対する資機材の整備及び救助・救急活動に備えるよう促す。

(2) 医療資機材等への備え

応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、震災対策編 第2章第3節第3「医療救護計画」(99～102 ページ) に準ずる。

(3) 消火活動への備え

各道路管理者は、連絡体制の確保を図り、非常時における迅速な活動を行うために、平常時から関係機関相互間の連携の強化を図る。

5 緊急輸送活動への備え

市は、関係機関と連携し大規模な道路災害時における交通誘導を適切かつ円滑に実施できるよう支援する。又、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平素から周知を図る

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、家族等からの問い合わせ等の対応について、あらかじめ的確な情報収集・伝達ができるよう努める。

7 防災関係機関の防災訓練の実施

本節「第1 航空災害 8 防災関係機関の防災訓練の実施」(43 ページ)に準じ、大規模な道路災害に対する備えに努める。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、大規模な道路災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう市建設業協会等との協力体制を強化する。

9 災害復旧への備え

各道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設に関する図書類等の資料検索の準備体制を整えるとともに、資料の被災等による検索不能などの事態を避けるため、資料の複製保存並びに複数の場所における保管体制を図る。

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 初動対応

市は、市域内及び近隣市町村に風水害等が発生または、発生するおそれがある場合、直ちに市災害応急処理本部又は市災害対策本部を設置し、防災関係機関と一致協力して、災害応急対策を行う。同時に、できる限り災害の拡大を防止し、被災者の救援・救護、避難誘導を行い、被害の発生を最小限度にとどめるための施策を展開する。

第1 災害応急処理本部

市は、市域内及び近隣市町村に風水害等が発生した場合、直ちに市災害応急処理本部を設置し、防災関係機関と一致協力して、災害応急対策を行う。

■ 対策

- 1 災害応急処理本部の設置 (各部共通)
- 2 災害応急処理本部の組織及び事務分掌 (各部共通)
- 3 災害応急処理本部の配備体制 (各部共通)
- 4 その他の事項 (各部共通)

■ 内容

1 災害応急処理本部の設置

市災害応急処理本部規程に基づき、災害応急処理本部を設置する。

災害応急処理本部は、副市長を本部長とする。なお、副市長に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

2 災害応急処理本部の組織及び事務分掌

災害応急処理本部における事務分掌は以下のとおりである。

班名	各班の担当課	事務分掌
本部事務局	安全安心対策課	応急処理本部の設置及び運営 応急処理本部の総合調整
本部班	総務課 安全安心対策課 人事課 市民協働課 市民課 取手支所 藤代総合窓口課 会計課 監査委員事務局	応急処理の総合調整 気象情報の収集及び伝達 応急処理本部要員の動員 被害状況等の取りまとめ 関係機関との連絡調整
情報班	情報管理課 魅力とりで発信課 議会事務局 政策推進課 文化芸術課	災害情報の収集及び広報 被害状況の記録 報道機関への連絡 議会への連絡

班名	各班の担当課	事務分掌
避難所班	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課 国保年金課 教育総務課 学務課 保健給食課 指導課 生涯学習課 子ども青少年課 スポーツ振興課 図書館	避難所の開設及び維持管理 福祉避難所の開設及び維持管理
物資輸送班	産業振興課 農政課 環境対策課 火葬場組合事務局 農業委員会事務局	備蓄品等必要物品の避難所への輸送
土木班	管理課 道路建設課 排水対策課 水とみどりの課 都市計画課 建築指導課 中心市街地整備課 区画整理課	危険箇所の点検 道路等の土木施設の応急処理 障害物の撤去 内水の排除
消防班	消防本部 消防署	危険箇所の点検 応急処理の実施
応援班	上記以外の課	各班の業務の応援

備考 災害の状況によっては掌握事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的に運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する

3 災害応急処理本部の配備体制

配備時期	配備内容	人員
特別警報、暴風雨、大雨、洪水等の警報が県下に発令され、非常災害の恐れがある場合、又はその他の状況により配備が必要なとき	情報連絡活動が円滑に行える少人数の人員をもってあたり、状況により高次体制に移行できる体制	あらかじめ定められた職員

4 その他の事項

その他の応急処理事項については、「市災害応急処理本部規程」に基づく。

第2 災害対策本部

震災対策編 第3章 第1節 第1 職員参集・動員「4 災害対策本部」(141～149 ページ)を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

震災対策編 第3章 第2節 第1 「通信手段の確保」(158～162 ページ)を準用する。

第2 気象情報等計画

市は、災害応急対策に必要な情報である水戸地方気象台が発表する気象及び水防に関する警報、注意報及び気象情報を収集し、取りまとめ、伝達する。

■ 対策

- 1 気象情報の種類及び発表基準 (水戸地方気象台、県、国土交通省)
- 2 警報等の伝達系統 (水戸地方気象台、県、国土交通省)
- 3 異常現象発見時の通報 (総務部)

■ 内容

1 気象情報の種類及び発表基準

(1) 気象情報

気象庁水戸地方気象台は、県内に災害が発生する恐れがある場合には、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その内容は次のとおりである。

【気象情報の定義】

① 予報	・ 観測の成果に基づく現象の予想の発表
② 注意報	・ 災害が予想される場合に、その旨を注意して行う予報
③ 警報	・ 重大な災害がおこる恐れがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報
④ 情報	・ 台風、豪雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

【種類及び発表基準】

注・警報名	注 意 報	警 報
風 雪 (平均風速)	12m/s 雪を伴う	
強 風 (平均風速)	12m/s	
暴 風 (平均風速)		20m/s
暴 風 雪 (平均風速)		20m/s 雪を伴う

注・警報名		注 意 報	警 報	
大雨	表面雨量指数基準	6	(浸水害) 14	
	土壌雨量指数基準	82	(土砂災害) 120	
洪水	流域雨量指数基準	相野谷川流域=4.6 北浦川流域=5.6 西浦川流域=2.6	相野谷川流域=5.8 北浦川流域=7 西浦川流域=3.3	
	複合基準※ ¹	利根川流域=(5, 85)	利根川流域=(5, 94.4)	
	指定河川洪水予報による基準	小貝川[小貝川水海道] 利根川中流部[芽吹橋・取手・押付]	小貝川[上郷・小貝川水海道] 利根川中流部[芽吹橋・取手・押付]	
大雪 (降雪の深さ)		12時間降雪の深さ5cm	12時間降雪の深さ10cm	
雷		/		
乾燥				最小湿度40%で、 実効湿度60%※ ²
濃霧(視程)				100m
霜				早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
低温				夏期:最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-7℃以下
着氷・着雪				著しい着氷(雪)が予想される場合
記録的短時間大雨情報				1時間雨量 100mm

※¹ (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※² 湿度は水戸地方気象台の値。

【根拠法】

① 予報、注意報、警報	気象業務法第13条、同施行令第4条
② 水防活動用警報等	気象業務法第14条の2

【注意報、警報文の構成】

① 標題
② 発表年月日、発表時刻
③ 発表気象台名
④ 本文
・ 予想される異常気象の原因、現在の状況・今後の推移
・ 予想される異常気象のおこる時刻、影響する区域及びその程度

【発表の要領等】

- ① 情報は、異常気象について具体的に経過、状況等を発表するものと注意報、警報の内容を補足するため、これらに付加して発表するものがある。
- ② 2つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報、又は警報の種類を併記して行う。
- ③ 警戒の必要がなくなった場合には、注意報、警報は解除される。既に発表されている注意報、警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報を発表して、切り替える。
- ④ 2つ以上が同時に発表されていた後、必要のなくなったものを除く場合にも上記に準じて行う。切り替えと同時にそれまでのものは自動的に解除される。

(2) 洪水予報

(利根川及び小貝川洪水予報)

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する利根川洪水予報（氾濫注意・警戒・危険・発生情報）及び下館河川事務所と水戸地方気象台が共同で発表する小貝川洪水予報（氾濫注意・警戒・危険・発生情報）は、関東地方整備局が県（河川課）に通報し、県は土木（工事）事務所を通じて関係市町村に伝達される。また、気象庁から水戸地方気象台に伝達された氾濫警戒情報・氾濫危険情報は、NTT東日本に伝達され、NTTの通信システムにより関係の各市町村に伝達される。この場合、氾濫警戒情報・氾濫危険情報の標題のみ伝達される。

【洪水予報の種類及び発表基準】

種 類	内 容
氾濫注意情報	氾濫注意水位に達した時
氾濫警戒情報	避難判断水位に達した時、あるいは、水位予報に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達した時
氾濫発生情報	氾濫が発生した時

【根拠法】

洪水予報	水防法第10条
------	---------

(3) 水防警報

国土交通大臣又は、知事が発表するもの。

発表内容は、大臣が発表するときは知事を経て水防管理者に、知事が発表するときは、直接水防管理者に通知される。

【水防警報の種類と発表基準】

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

【根拠法】

水防警報	水防法第16条
------	---------

(4) 火災気象通報

水戸地方気象台が県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

<p>① 実施基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 ・平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。 <p>② 通報の対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、注意報・警報の細分区域に基づく。 <p>③ 通報先及び通報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県生活環境部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報提供装置とする。 <p>④ 通報の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報し、又、基準値を下回る状況になった場合は解除を行う。

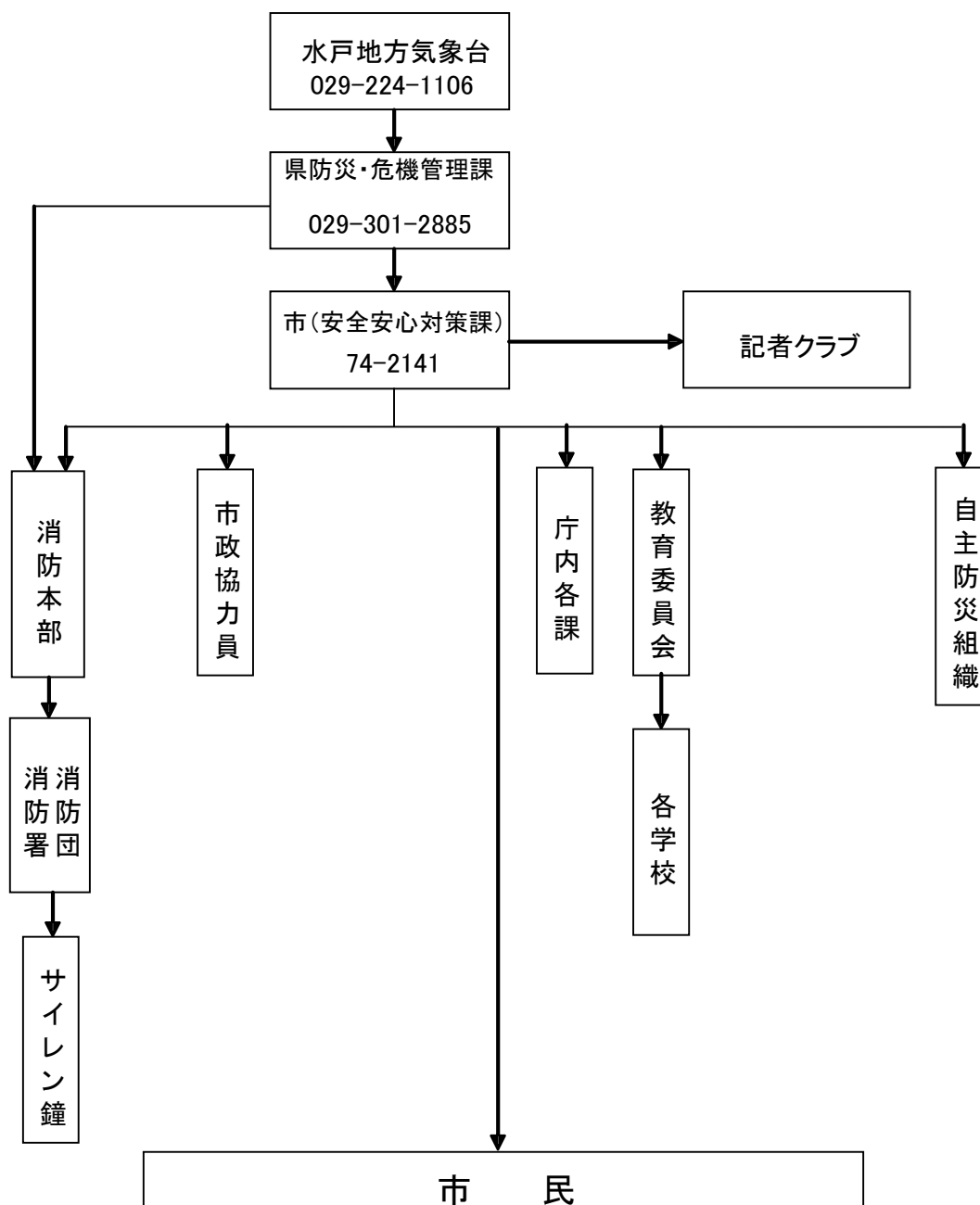
2 警報等の伝達系統

気象情報の受領及び伝達は、総務部安全安心対策課が担当する。安全安心対策課は、必要と認められる場合には、速やかに総務部長を通じて市長、副市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。

(1) 気象情報の伝達系統

気象警報等の伝達系統は、次の図のとおりである。

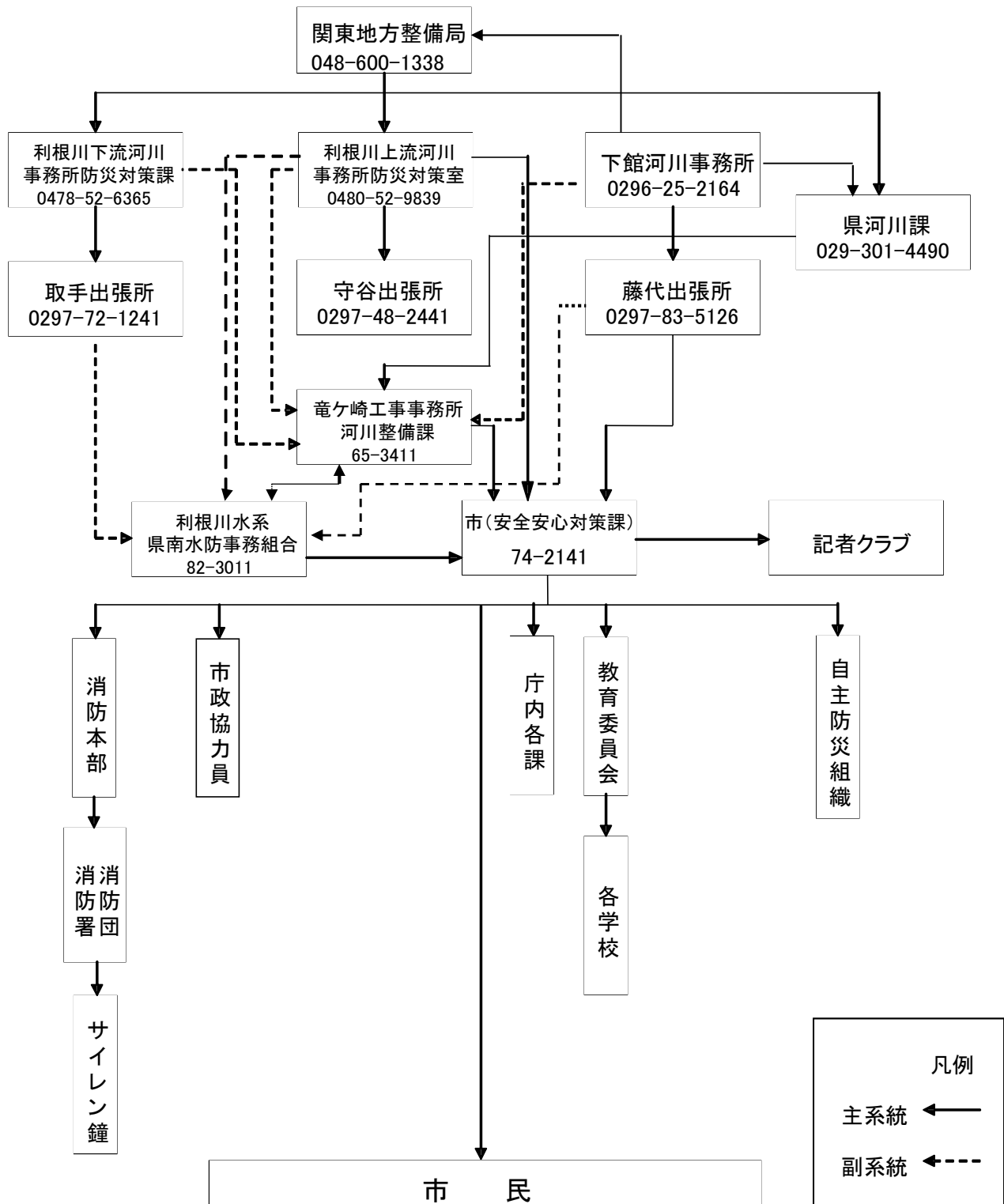
気象情報の伝達系統



(2) 洪水予報の伝達系統

洪水予報の伝達系統は、以下のとおりである。

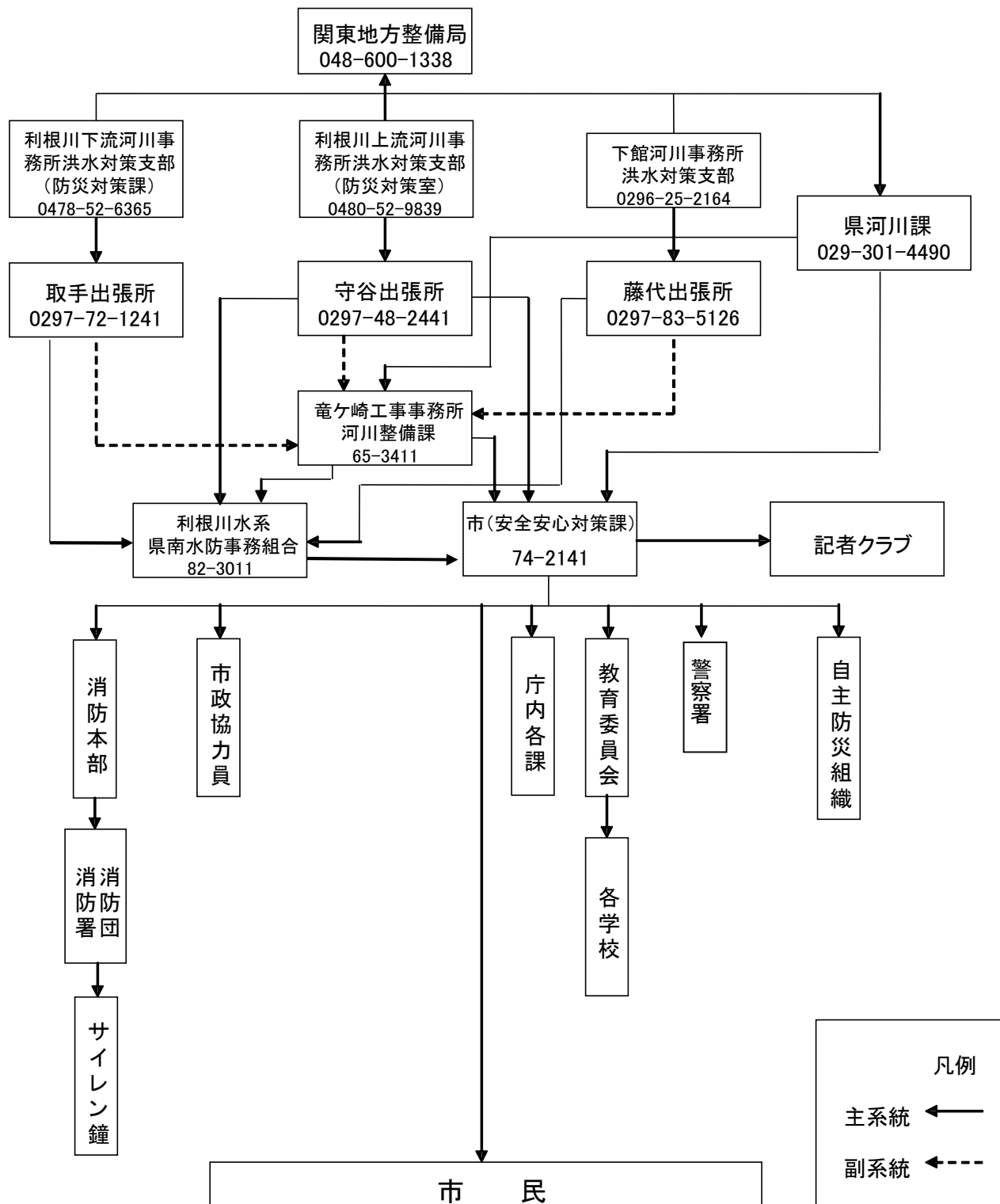
洪水予報の伝達系統図



(3) 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達系統は、以下のとおりである。

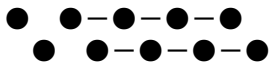
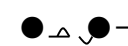
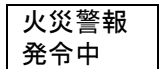
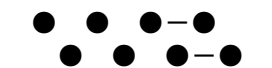
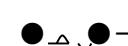
水防警報の伝達系統図




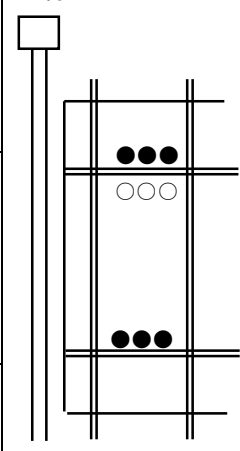
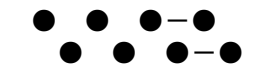


(4) 火災警報信号・水防警報信号

火災警報信号及び水防警報信号は、以下のとおりである。

【火災警報信号】

方法 区分	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号	その他の 信号
火災警報 発令信号	 (1点と4点のはん打)	約30秒  約6秒	掲示板  吹流し 旗
火災警報 解除信号	 (1点2個と2点のはん打)	約10秒 約1分  約3秒	口頭伝達、掲示板 の撤去、吹流し旗 の降下

【水防警報信号】

方法 区分	打鐘信号	サイレン信号	その他の 信号
警戒信号	 (1点)	約15秒 約15秒 約5秒 ●-休止 ●-休止 約5秒	青  黄
水防団体 出 動	 (1点2個と2点のはん打)	約6秒 約6秒 約5秒 ●-休止 ●-休止 約5秒	
全員の 出 動	 (4点)	約5秒 約5秒 約10秒 ●-休止 ●-休止 約10秒	
避難信号	 (乱打)	約5秒 約5秒 約1分 ●-休止 ●-休止 約1分	

3 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、若しくは自ら知ったときは、直ちに県及び気象庁その他の関係機関に通報する。

第3 災害情報の収集・伝達・報告

震災対策編 第3章 第2節 第2「災害情報の収集・伝達・報告」(163～173 ページ)を準用する。

第4 広報計画

震災対策編 第3章 第2節 第3「広報計画」(174～178 ページ)を準用する。

第3節 応援・派遣

震災対策編 第3章 第3節「応援・派遣」(179～186 ページ)を準用する。

第4節 避難対策

第1 避難計画

震災対策編 第3章 第4節 第1「避難計画」1～4（187～195 ページ）を準用する。

第2 高齢者等避難、避難指示

高齢者等避難の提供、避難指示等を行う場合、実施責任者等を明確に定め、災害発生時に迅速かつ的確な対応に努める。

■ 対策

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 実施責任者 | （総務部、防災関係機関） |
| 2 実施責任区分 | （総務部、防災関係機関） |
| 3 高齢者等避難、避難指示の基準 | （総務部、防災関係機関） |
| 4 高齢者等避難、避難指示の内容 | （総務部、防災関係機関） |
| 5 高齢者等避難、避難指示の伝達、周知 | （総務部、防災関係機関） |
| 6 避難の解除 | （総務部、防災関係機関） |
| 7 県への報告 | （総務部） |

■ 内容

1 実施責任者

市長は、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、今後、現状の気象状況が継続すると避難を要する状況になる可能性があると判断される場合には、「高齢者等避難」を発令する。

市長は、避難指示を行った場合、または、高齢者等避難を発令したときは速やかに知事に報告する。

避難指示等の実施責任者及び実施責任者が不在の場合の対応は、震災対策編 第3章 第4節 第1 避難計画「1 避難指示」（187～191 ページ）に準ずる。

2 実施責任区分

区分	実施責任者	措置	実施の基準
難 高 齢 者 等 避	市長	要配慮者への避難行動の開始を求める	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。
避 難 指 示	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	立退き及び 立退き先の指示 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受ける恐れのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限って、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	

3 高齢者等避難、避難指示の基準

高齢者等避難または避難指示は、次の基準に基づき実施する。

種別	条件	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった場合 (双葉地区については、大雨警報(土砂災害・浸水害)が発表され、引き続き長時間(概ね6時間)にわたり降雨が予想される場合)	要配慮者への避難行動の開始を求める	① 広報車 ② 職員等による口頭 ③ 報道機関 ④ 防災行政無線 防災ラジオ ⑤ 自主防災組織
避難指示	・当該地域に災害が発生する恐れがある場合 ・土砂災害警戒情報が発令され、人的被害が発生する恐れがある場合 ・避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合 (双葉地区については、土砂災害警戒情報が発表された場合)	① 指示者 ② 避難理由 ③ 避難対象地域 ④ 避難先 ⑤ その他必要事項	① 広報車 ② 職員等による口頭 ③ 報道機関 ④ 防災行政無線 防災ラジオ ⑤ 自主防災組織 上記に加え、サイレン、警鐘等を併用

4 高齢者等避難、避難指示の内容

- ① 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等）
- ② 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）
※夜間や既に床下浸水等が発生しているなど、水平避難が危険な場合は垂直避難の呼びかけも検討する。
- ③ 避難指示の理由（避難要因、避難に要する時間等）
- ④ その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）

5 高齢者等避難、避難指示の伝達、周知

【伝達、周知方法】

- ① 住民への周知方法
 - ・広報車により関係地域を巡回し周知する。
 - ・災害現場へ派遣された職員により周知する。
 - ・報道機関等の協力を得て、間接的な方法により周知する。
 - ・消防本部は必要により消防団員に要請し協力を得て、関係地域に周知する。
 - ・防災行政無線、防災ラジオの放送により周知する。
 - ・自主防災組織等及び市政協力員の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた市民に周知する。
- ② 避難場所への連絡
 - ・避難指示及び解除を行った者は、その旨を避難場所の管理者に対して、速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。
 - 又、避難の必要がなくなった場合も速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。
- ③ 県への連絡
 - ・本部長は、避難指示及び解除を行った場合、その旨を知事に速やかに連絡し、以後の応援協力体制を整える。
- ④ 隣接市町村への連絡
 - ・本部長は、避難指示及び解除を行った場合、その旨を隣接する自治体の長に速やかに連絡し、以後の応援協力体制を整える。
 - ・小堀地区で、取手市域への避難が困難となった場合は、直ちに、隣接する市長に連絡し、円滑に避難できるよう対処する。
- ⑤ その他関係機関への連絡
 - ・避難指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

6 避難の解除

避難指示を行う者は、避難措置及びその解除について次の通知事項をまとめ、市民へ発表すると共に、その旨を県に報告する。また、市民への避難措置解除の周知は、避難措置発表時同様、上記①住民への周知方法にある手段等を使って伝達を行う。

7 県への報告

市長は、避難の措置又はその解除について、次の周知事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。

【記録事項及び県への報告事項】

- ① 発令者
- ② 発令理由及びその日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難場所又は避難所
- ⑤ その他必要事項

第3 避難生活計画

震災対策編 第3章 第4章 第2「避難生活計画」(196～202ページ)を準用する。ただし、避難所については水害時避難施設(風水害対策編3～4ページ)とする。

第4 鬼怒川・小貝川広域避難計画

鬼怒川・小貝川下流域の大規模水害に関する広域避難計画は平成27年9月関東・東北豪雨や平成30年7月豪雨を踏まえ、鬼怒川及び小貝川の下流域で大規模水害が発生した場合に、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、大規模水害から「逃げ遅れゼロ」を図ることを目的としている。

■ 対策

- 1 広域避難計画の策定 (総務部、県、構成市町、構成機関)
- 2 広域避難計画の基本的事項 (総務部、県、構成市町、構成機関)
- 3 広域避難所の開設・運営等 (福祉部、健康増進部、教育委員会
県、構成市町、構成機関)
- 4 広域避難の方法と手段等 (総務部、県、構成市町、構成機関)
- 5 住民等への周知と啓発等 (総務部、県、構成市町、構成機関)

■ 内容

1. 広域避難計画の策定

(1) 対象とする水害

ア 鬼怒川

鬼怒川流域（宇都宮市石井上流域）において、72時間の総雨量 669 mmの降雨により、鬼怒川が氾濫した場合の洪水被害（想定最大規模）

イ 小貝川

小貝川流域（筑西市黒子上流域）において、72時間の総雨量 778 mmの降雨により、小貝川が氾濫した場合の洪水被害（想定最大規模）

（2）避難の対象地域及び対象者

本計画で避難対象とする地域は、上記（1）ア及びイの水害によって浸水する洪水浸水想定区域（想定最大規模）とする。

また、避難対象者は、洪水浸水想定区域（想定最大規模）内のすべての住民とする。

市町名	河川名		広域避難が必要な人数	
	鬼怒川流域	小貝川流域		
筑西市	10 人	—		
下妻市	2,908 人	305 人		
つくば市	—	42 人		
常総市	15,225 人	5,567 人		
取手市	—	11,523 人		
合計	18,143 人	17,437 人		

※平成 30 年 4 月 1 日現在の常住人口より積算

【対象河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）がある市町】

鬼怒川流域：古河市、結城市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町

小貝川流域：龍ヶ崎市※、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、利根町※

※龍ヶ崎市及び利根町は「稲敷広域消防本部圏市町村広域避難計画（利根川・小貝川洪水編）」に参画するため、両市町からの広域避難は、本計画の対象としないものとする。

（3）避難先及び避難経路

ア 避難者対象者は、行政からの避難情報、気象情報、水位情報等に基づき、自主避難、又は洪水浸水想定区域外にある指定避難所に避難する。

イ 広域避難体制に移行し、広域避難所が開設された場合には、広域避難もできるものとする。なお、広域避難は中学校区を単位として避難先を指定する。

ウ 洪水浸水想定区域外への避難が困難な場合、又は避難のための暇がない場合には、ハザードマップにおける当該地域の浸水深を考慮し、最寄りの施設の高層階、又は自宅の2階など浸水の影響が及ばない場所に垂直避難し、安全を確保する。

エ 避難経路は、避難対象者が安全かつ迅速に避難できるよう、アンダーパスなど冠水が予想される道路や土砂災害警戒区域などの危険箇所を避けるとともに、車両等による渋滞が生じないように周辺環境や道路状況に考慮して設定するものとする。また、氾濫の危険があ

る河川に架かる橋の通過は、原則、行わないものとする。

(4) 広域避難の判断

対象河川の氾濫により、大規模水害が発生するおそれがあり、広域避難が必要なときは、広域避難体制に移行するものとする。

なお、広域避難体制に移行したことについて、構成する市町（以下「構成市町」という。）の住民に広く周知するものとする。

(5) 避難情報の発令

高齢者等避難、避難指示の避難情報は、各市町が定める基準により発令するものとする。

(6) 避難手段

広域避難に係る避難手段は、道路の状況を確認の上、自動車の走行が可能な場合には自家用車による避難を原則とする。

2. 広域避難計画の基本的事項

(1) 避難対象地区

	避難対象地区 (洪水浸水想定区域を含む地区)	対象地区 の人口	指定避難所 に避難する 人数	浸水想定区 域外の指定 避難所の収 容人数	広域避難が 必要な人数
取手市	<u>取手第一中学校区</u> 取手1～3丁目、東1～6丁目、台宿、井野 団地、井野1～3丁目、桑原、井野、小文 間、吉田、長兵衛新田、青柳、青柳1丁目、 小堀、取手 <u>取手第二中学校区</u> 新町1～6丁目、西1～2丁目 <u>永山中学校区</u> ゆめみ野2丁目、ゆめみ野4丁目、米ノ井、 寺田 <u>藤代中学校区</u> 岡、和田、山王、配松、神住、中内、櫛木、 藤代の一部、片町の一部、宮和田の一部、毛 有の一部、清水の一部、谷中の一部、小浮気 の一部、浜田、上萱場、下萱場、萱場、大 曲、新川、双葉1～3丁目、紫水1～3丁目 <u>藤代南中学校</u> 藤代の一部、宮和田の一部、毛有の一部、清 水の一部、小泉、中田、米田、渋沼、谷中 の一部、小浮気の一部、光風台1～3丁目、桜 が丘1～4丁目、押切、高須の一部、大留の 一部、神浦、藤代南1～3丁目、平野	65,402人	26,163人	14,640人	11,523人

(2) 広域避難先

避難市	広域避難対象地区	経路記号	広域避難所			
			1次	2次	3次	
取手市	藤代中学校区 (7,058人)	取21	つくばみらい市	きらくやま ふれあいの丘	—	—
		取22	つくば市	—	荃崎第二小学校 荃崎交流センター	荃崎中学校 荃崎第三小学校 高崎中学校
		取23	守谷市	愛宕中学区 黒内小学校	松前台小学校 大野小学校 御所ヶ丘中学校 御所ヶ丘小学校	大井沢小学校
		取24	坂東市	—	—	南中学校 中川小学校 岩井公民館
	藤代南中学校区 (4,465人)	取25	守谷市	けやき台中学校 松ヶ丘小学校	守谷中学校 守谷高校 北守谷公民館	—
		取26	坂東市	—	七郷小学校	岩井公民館
		取27	龍ヶ崎市	竜ヶ崎南高校	—	—

(3) 避難経路

記号	広域避難対象地区	広域避難所名 (所在地)	主な避難経路
取21	取手市 藤代中学校区 (小貝川左岸)	つくばみらい市 きらくやまふれあいの丘 (神生 530)	県道 210 号
取22	取手市 藤代中学校区 (小貝川左岸)	つくば市 荃崎第二小学校 (上岩崎 1076) 荃崎交流センター (小荃 318) 荃崎中学校 (小荃 450) 荃崎第三小学校 (小荃 798-1) 高崎中学校 (高崎 1730)	県道 210 号 → 県道 46 号
取23	取手市 藤代中学校 (小貝川右岸)	守谷市 愛宕中学校 (本町 4325-2) 黒内小学校 (百合ヶ丘 2-2349) 松前台小学校 (松前台 2-16) 大野小学校 (野木崎 492) 御所ヶ丘小学校 (御所ヶ丘 5-15) 御所ヶ丘中学校 (御所ヶ丘 4-16) 大井沢小学校 (薬師台 4-12)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県道 46 号 → 県道 58 号
取24	取手市 藤代中学校 (小貝川右岸)	坂東市 南中学校 (矢作 326) 中川小学校 (小山 108) 岩井公民館 (岩井 3108)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県道 46 号 → 県道 58 号 → 県道 3 号 → 県道 20 号
取25	取手市 藤代南中学校 (小貝川右岸)	守谷市 けやき台中学校 (けやき台 5-21-1) 松ヶ丘小学校 (松ヶ丘 4-12) 守谷中学校 (百合ヶ丘 2-2675) 守谷高校 (大木 70) 北守谷公民館 (板戸井 1977-2)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県道 46 号 → 県道 58 号
取26	取手市 藤代南中学校 (小貝川右岸)	坂東市 七郷小学校 (矢作 87-1) 岩井公民館 (岩井 3108)	国道 6 号 → 国道 294 号 → 県道 46 号 → 県道 58 号 → 県道 3 号 → 県道 20 号
取27	取手市 藤代南中学校 (小貝川左岸)	龍ヶ崎市 竜ヶ崎南高校 (北方町 120)	県道 208 号 → 県道 4 号

(4) 広域避難体制への移行に係る判断基準

対象河川の管理者は、対象河川の水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合には、構成市町に対し、その旨を連絡するものとする。

上記の連絡をもって広域避難体制に移行し、構成市町全体で広域避難に対応するものとする。

なお、河川管理者からの連絡は、「氾濫注意情報」又は「氾濫警戒情報」の発表をもって替えることができるものとする。

河川名 水位	鬼怒川		小貝川	
	川島観測所	水海道観測所	黒子観測所	水海道観測所
水防団待機水位	0.0m	1.5m	2.5m	3.8m
氾濫注意水位	1.1m	3.5m	3.8m	4.6m
避難判断水位	1.8m	4.8m	5.1m	6.1m
氾濫危険水位	2.8m	5.5m	5.8m	6.5m

※基準水位は平成30年4月時点の数値

(5) 避難情報の発令

構成市町の避難情報の発令に係る水位の基準は以下のとおり

鬼怒川

※基準水位は令和3年5月時点の数値

水位観測所 発令区分	川島観測所					水海道観測所	
	結城市	筑西市	下妻市	八千代町	常総市	つくばみらい市	守谷市
高齢者等避難	1.1m	1.8m	1.1m~1.8m	1.8m	1.8m	4.8m	4.8m
避難指示	1.8m	2.8m	1.8m~2.8m	2.8m	2.8m	5.5m	5.5m

小貝川

※基準水位は令和3年5月時点の数値

水位観測所 発令区分	黒子観測所				水海道観測所		
	筑西市	下妻市	つくば市	常総市	つくばみらい市	守谷市	取手市
高齢者等避難	5.1m	3.8m~5.1m	5.1m	5.1m	6.1m	6.1m	6.1m
避難指示	5.8m	5.1m~5.8m	5.8m	5.8m	6.5m	6.5m	6.5m

3. 広域避難所の開設・運営等

(1) 広域避難所の開設

1. 避難市町は次の条件をすべて満たす場合には、受入市町に対して、施設を指定し、広域避難のために当該施設を使用することについての協力を要請することができるものとする。

ア 広域避難体制に移行していること。

イ 対象河川の水位が次の基準に達していること。

河川名	水位観測所名	協力要請に係る水位（数値はH30年4月時点）	
		1次	2次・3次
鬼怒川	川島	避難判断水位（1.8m）	氾濫危険水位（2.8m）
	水海道	避難判断水位（4.8m）	氾濫危険水位（5.5m）
小貝川	黒子	避難判断水位（5.1m）	氾濫危険水位（5.8m）
	水海道	避難判断水位（6.1m）	氾濫危険水位（6.5m）

- ウ 避難市町が「避難指示」を発令していること、もしくは発令が見込まれること。
- 前項により施設の使用について協力を求められた受入市町は、当該施設を提供できないことについて正当な理由がある場合を除き、当該施設の使用を了承するものとする。なお、避難市町が指定した施設が提供できない場合には、受入市町は、他の施設を提供するよう努めるものとする。
 - 前項により施設の使用を了承した受入市町は、直ちに当該施設に避難者を受け入れるための準備を行うものとする。なお、受入準備が整ったときは、避難市町にその旨を連絡するものとする。
 - 避難市町は、受入市町に広域避難所を開設したときは、避難対象者に対しその旨を周知するものとする。

広域避難所開設の流れ

- 広域避難体制に移行
↓
- 対象河川の水位が協力要請の基準水位（1次、2次、3次）に到達
↓
- 避難市町から受入市町に対し、施設使用に関する協力を要請（受入市町了承）
↓
- 避難市町が避難指示を発令、もしくは発令見込
↓
- 受入市町に広域避難所を開設（避難市町は、避難対象者に周知）

（2）広域避難所の運営

- 広域避難所の運営は、原則として避難市町が行うものとする。ただし、避難市町において広域避難所の運営体制が整わない場合であって、避難市町から避難市町を除く構成市町（以下「応援市町」という。）、又は茨城県（以下「県」という。）に対し、協力要請があったときは、応援市町、又は県は、広域避難所の運営業務を応援するものとする。
- 広域避難所の施設管理は、運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。
- 当該広域避難所への避難者数が施設の収容人数を超えるなど、区域避難所の運営に支障が生じるおそれがあるときは、避難市町と受入市町が協議・調整し、さらに別の施設を確保するものとする。
- 要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の設置が必要な場合には、避難市町と受入市町が協議・調整し、福祉避難所の開設に努めるものとする。

(3) 物資の確保

1. 避難に際して必要となる食料や毛布等の物資については、原則として避難市町が備蓄する物資を活用するものとする。ただし、避難市町から応援市町、又は県に対し、協力要請があったときは、応援市町、又は県は、迅速に物資の提供に努めるものとする。
2. 避難市町は、関係機関や他自治体等から食料や資機材等の支援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受援計画の策定及び受援体制の整備に努めるものとする。

(4) 避難者名簿の作成

1. 避難市町は、広域避難所ごとに避難者名簿を世帯単位で作成するものとする。

(5) 避難が長期化した場合に対応

1. 避難が長期化する場合に備え、避難市町は、県と連携し、避難者がホテルや旅館等へ移動できる体制の整備に努めるものとする。
2. 避難市町は、県と連携し、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅・賃貸住宅の活用及びあっせん等により、広域避難所の早期解消に努めるものとする。

(6) 広域避難所における要配慮者の支援等

1. 社会福祉施設の入所者及び病院等の入院患者については、各施設の職員が中心となって避難生活を支援するものとする。
2. 在宅の避難行動要支援者については、家族や民生委員・児童委員など避難支援等関係者が中心となって避難生活を支援するものとする。
3. 避難市町は、避難支援等関係者が不足し、又は不足するおそれがある場合は、県や応援市町に協力を要請し、医療、福祉関係者やボランティア等を迅速に確保するものとする。

4. 広域避難の方法と手段等

(1) 一般住民の広域避難

1. 避難手段

避難手段は、道路状況等を確認の上、自動車の走行が可能な場合は、自家用車による避難を原則とする。なお、自家用車を持たない者、又は使用しない者は、最寄りの指定避難所、又は緊急避難場所から自治体が用意したバス等により避難するものとする。なお、避難市町から県に対し、バス等の提供に関する協力要請があったときは、県は速やかにバス等の確保に努めるものとする。

(2) 要配慮者の広域避難

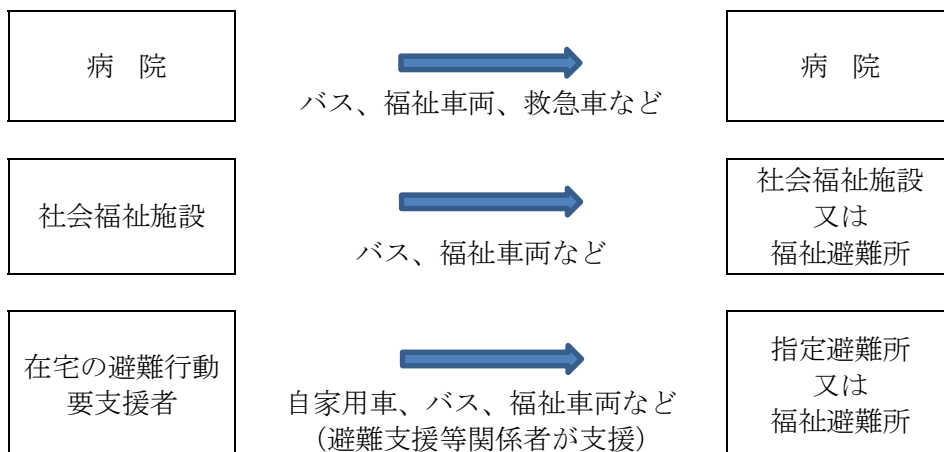
1. 避難方法

要配慮者の避難は、施設管理者が作成する避難確保計画、又は市町村が作成する個別計画に基づき、実施するものとする。なお、要配慮者の状態により、屋内での安全確保が優先される場合には、ハザードマップにおける当該地域の浸水深を考慮し、当該施設において浸水の影響が及ばない場所に垂直避難するものとする。

2. 避難手段

- ア 社会福祉施設、病院等は、あらかじめバスや福祉車両等の避難手段を確保しておくものとする。
- イ 県及び構成市町は、国や関係機関の協力を得て、社会福祉施設等の輸送手段の確保に協力するものとする。
- ウ 避難市町は、在宅の避難行動要支援者の避難支援について、避難支援等関係者の協力を得て行うものとする

要配慮者の避難イメージ



5. 住民等への周知と啓発等

(1) 住民等への周知

構成市町は、災害時に住民が円滑、かつ迅速に避難できるよう、平時から住民に対し、ハザードマップや指定避難所、避難情報等の周知に努めるものとする。さらに広域避難所には、当該施設が広域避難所になっていることを表示し、住民への周知及び避難市町から当該施設に広域避難する住民への案内に努めるものとする。

(2) 広報媒体の効果的な活用

住民等への情報提供は、防災無線、防災ラジオ、広報車、テレビ・ラジオ、緊急速報メール、ホームページ、SNS、自主防災組織による個別の声かけなど多様な媒体を活用し、効果的に行うものとする。

(3) 分かりやすい避難情報の発令

避難情報の発令に際しては、情報の発信元を明確にし、住民にわかりやすく、また状況に応じた切迫感のある広報を心がけるものとする。

(4) 防災教育の推進

構成機関は構成市町の自治会や学校などを対象として、「台風が発生」してから「河川が氾濫」するまでに、一人ひとりが、どう行動すべきかを時系列に整理する「マイ・タイムライン」の普及を通じ、洪水に関する住民等の意思啓発を図っていくものとする。また、構成機関は、マイ・タイムラインの普及を図るため、マイ・タイムラインリーダーの確保に努めるものとする。

避難情報の発令

高齢者等避難	避難指示を発令することが予想される場合に発令 <ul style="list-style-type: none"> ・いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう ・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう
避難指示	災害に擁る被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所へ避難しましょう
	災害が発生するほど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令 <ul style="list-style-type: none"> ・まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難しましょう。 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内の安全な場所に避難しましょう。

第5節 被害軽減対策

第1 緊急輸送

震災対策編 第3章 第5節 第1 「緊急輸送」(203～208 ページ) を準用する。

第2 消防水防活動計画

震災対策編 第3章 第5節 第2 「消防水防活動計画」(209～215 ページ) を準用する。

第3 応急医療

震災対策編 第3章 第5節 第3 「応急医療」(216～219 ページ) を準用する。

第4 危険物等災害防止対策計画

震災対策編 第3章 第5節 第4 「危険物等災害防止対策計画」(220～223 ページ) を準用する。

第6節 水害、土砂災害対策

市は水害、土砂災害がもたらす被害を未然に防止し、あるいは被害を最小限に抑えるため、県及び防災関係機関と協力し、的確な活動に努める。

第1 水害対策

台風や集中豪雨により、水害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、水防管理者である市長が関係機関との連携を図り、水防活動を行う。

■ 対策

- | | |
|--------------|------------|
| 1 監視及び警戒 | (建設部、消防本部) |
| 2 水防作業 | (建設部、消防本部) |
| 3 市長が行う避難指示等 | (総務部) |

■ 内容

1 監視及び警戒

市長は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業開始の指示を出し、県水防本部並びに国土交通省利根川上流河川事務所、下流河川事務所、下館河川事務所に対して、その状況及び見通し等を連絡する。

2 水防作業

市長は、水防作業を必要とする異常状態とその各々に適する水防工法並びに水防作業上の注意事項について防災計画に定めるところにより、迅速かつ的確な水防活動を実施する。

3 市長が行う避難指示等

市長は、利根川及び小貝川の水位が上昇し、災害が発生する恐れがあると判断した場合には必要に応じて速やかに、高齢者等避難や避難指示を行い、周辺住民の安全な避難活動を図る。

高齢者等避難、避難指示は、防災行政無線、防災ラジオ、市及び消防団の広報車、サイレン、自主防災組織からの伝達、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

段階	行動
高齢者等避難	周辺住民はいつでも避難できる準備を進め、市は避難所を開設する。 また、要配慮者に対して早めの避難行動の開始を求める。
避難指示	全ての周辺住民は避難する。

第2 土砂災害対策

市長は、大雨注意報が発表されたときは、関係機関等より雨量情報を随時収集して土砂災害危険箇所の巡視及び警戒に万全を期する。

また、土砂災害危険箇所等が崩壊、又は崩壊の恐れが生じたときは、警戒員の配置や避難誘導員の派遣など必要な措置を講ずる。

■ 対策

- 1 情報の収集及び伝達 (総務部、建設部、消防本部)
- 2 危険箇所の警戒及び避難 (総務部、建設部、消防本部、防災関係機関)
- 3 二次災害防止対策 (総務部、建設部、消防本部、防災関係機関)

■ 内容

1 情報の収集及び伝達

市及び防災関係機関は、台風、集中豪雨等により、土砂災害の発生が予想される場合及び土砂災害が発生した場合、次のことに留意しつつ迅速、的確な情報の収集、伝達を行う。

(1) 災害状況の早期把握

市は、土砂災害危険箇所が存在する地域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努める。

【収集すべき情報の内容の例】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 危険区域及びその付近の降水量② 急傾斜地の地表水、湧水の状況③ 危険箇所及びその付近の亀裂の有無④ その他、災害に関する状況⑤ その他、必要な事項 |
|---|

(2) 災害情報の伝達

市は、土砂災害の発生が予想される場合は、市民及びライフライン管理者、交通機関等に対し、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示、伝達を行う。特に具体的に危険が予想される土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、自主防災組織、自治会・町内会等への連絡及び広報車による地区住民への周知に努める。

2 危険箇所の警戒及び避難

市は、豪雨等によって災害が発生する恐れがある場合や、二次災害の危険性のある箇所に対しては、関係防災機関と協力して警戒に当たる。

市長は、この状況を判断し、住民避難の要否、時期を決定する。

(1) 警戒体制の時期

【時期】

- ① 危険区域内の状況等に異常が生じた場合で市長が必要と認めたとき。
- ② 次に掲げる基準雨量と地域の特性等を考慮して市長が認めたとき。
- ③ 危険箇所及びその付近に亀裂が発生するなど、災害発生危険が高まったとき。

【警戒体制をとる場合の基準雨量及び応急措置の内容】

	基準雨量	応急措置の内容
警戒体制	前日までの連続降雨量が100mmあった場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険区域内の警戒・巡視 ② 必要に応じ、住民等に対する避難準備・避難指示等 ③ その他必要な応急措置
第1警戒体制	当日の日雨量が50mmを超えたとき	
第2警戒体制	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	

3 二次災害防止対策

土砂災害は、地形、地質、降雨状況等により、同一箇所又はその周辺において断続的に発生し、又は崩壊により堆積した土砂が移動する等により、二次災害をひき起こす恐れがある。このため、土砂災害発生時においては、市及び防災関係機関は、必要な措置を講ずる。

第7節 被災者生活支援

第1 生活救援物資の供給計画

震災対策編 第3章 第6節 第1 「生活救援物資の供給計画」(224～234 ページ)を準用する。

第2 要配慮者の安全確保計画

震災対策編 第3章 第6節 第2 「要配慮者の安全確保計画」(235～238 ページ)を準用する。

第3 被災者支援相談計画

震災対策編 第3章 第6節 第3 「被災者支援相談計画」(239～240 ページ)を準用する。

第4 応急教育計画

震災対策編 第3章 第6節 第4 「応急教育計画」(241～243 ページ)を準用する。

第5 ボランティア活動支援計画

震災対策編 第3章 第6節 第5 「ボランティア活動支援計画」(244～247 ページ)を準用する。

第8節 農地農業計画

災害時における農耕地及び農作物に対する応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 農地農業計画の推進

■ 対策

- 1 農地関係 (まちづくり振興部)
- 2 農業用施設 (まちづくり振興部)
- 3 農作物関係 (まちづくり振興部)
- 4 畜産関係 (まちづくり振興部、県)
- 5 災害時における危険動物の逸走防止対策の実施 (まちづくり振興部)

■ 内容

1 農地関係

農地が被災し、当該農地が冠水し、自然排水を待っていると、復旧工事の施工又は農作物の生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合は、ポンプ排水及び堤防切開等を行い、被害を最小限にとどめる。

2 農業用施設

(1) 堤防

堤防くずれの恐れがある場合は、腹付工事及び土止め杭柵工事等を行う。

(2) 水路

水路は、ごみさらい等十分行き、排水をよくする。

3 農作物関係

災害による農作物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 水稻及び畑作の改植用種苗の確保

水害等により、水稻、畑作の改植を必要とする場合が生じたとき、市長は、被災の状況により又は被災者の請求があった場合は、被災地向改植用種苗の補給を指示する。

(2) 病虫害防除対策

水害等により、発生が予想される水稻、畑作の病虫害防除の対策は、次による。

- ① 市は、特に必要があると認めたときは、病虫害防除指導班を編成して、現地の特別指導を行う。
- ② 被災地域が広大で集団的に一齐に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときには、市は県に対し、緊急防除の申請を行う。
- ③ 災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、市は、農薬業者等に対し、緊急供給を依頼する。
- ④ 市は、茨城みなみ農業協同組合の協力を得て、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除器具の使用ができるように努める。

(3) 農作物等の措置

災害名	作物名	事 例
風害	水陸稲	① 完熟期に近いものの倒伏は、早めに刈取架干すること。 ② 成熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、一時浸水し、4、5株ずつ結束するか竹等でささえて穂実を図ること。 ③ 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	① 収穫期にあるものは若取を行う。 ② 被害部分の整理を行い早期回復を図ること。 ③ 早期回復のため肥料の葉面散布、追肥を行う。 ④ 病害発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	① 枝が折れたり裂けたりした場合は切り捨て切口に「つぎろう」を塗ること。 ② 傷が浅い時は、縄で固く括ってゆ着を図ること。 ③ 倒伏樹は早く起こし、支柱を立て固定すること。
	飼料作物	刈取期又は、直前のものは早めにあたえるか、サイレージ又は乾燥すること。
水害	水 稻 (苗代)	① 冠水したものは、早めに葉先の出る程度まで排水すること。 ② 傷みのない場合は、なるべく早く植付けすること。 ③ 傷んでいる場合は、回復を待って植付けすること。 ④ 田植え3日以前に追肥し発根を用意ならしめること。 ⑤ 病害虫発生を予防するため薬剤散布を行うこと。 ⑥ 被害激甚のときは、追播を行うこと（7月上旬まで）。
	(水田)	1. 短期冠水した場合 ① 冠水したものは、早急に排水し汚物を洗い落とすこと。 ② 中耕は、直ちに行うこと。 ③ 土砂を挿入した場合は、早く株直しを行うこと。 2. 長期間（二週間程度）冠水した場合 ① 追播を実施し退水後の処理に備えること。 ② 残苗がない場合減株、分株により再植すること。 ③ 残苗は、仮移植しておくこと。 ④ 病害虫発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	① 冠水したものは、早急に排水すること。 ② 根ぎわの土が流された場合は、土寄せを行うこと。 ③ 成熟期に近いものは、天気のみて早めに刈取り脱穀して通風乾燥で乾燥すること。
	大 豆	① 滞水した場合は、排水溝を作り排水に努めること。 ② 欠株を生じた場合は、補植をすること。
	なたね	滞水した場合は、排水に努めること。
	そさい及びビニールハウス	① 収穫期の近いものは若取りすること。 ② 速やかに排水に努めること。 ③ 肥料の葉面散布を行うこと。 ④ 中耕の古葉の除去を行い土壌の乾燥を図ること。
	飼料作物	① 冠水したものは、直ちに排水すること。 ② 収穫が近いものは、家畜に利用すること。 ③ まき直し種子の早期手配及び確保を行うこと。 ④ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。

災害名	作物名	事 例
干害	水 稲	① 枯死状態の場合は代作を行うこと。 ② 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	陸 稲	① 川や井戸水を利用できるところは、かん水を行うこと。 ② 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	なたね	生育初期において被害甚大な場合は、代作を考慮すること。
	そさい及び ビニールハウス	① できる限りかん水を行うこと。 ② 除草を行いむだ枝や古葉を除くこと。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行う。
	果 樹	できる限りかん水を行うとともに結果過多の木は、摘果を早めに行うこと。
	麦	生育回復のため追肥を行うこと。
	なたね	① 初期生育に根本の浮上りを生じた場合は、根元を踏みつけること。 ② クン炭を根元に施し太陽熱の利用を図ること。
	そさい及び ビニールハウス	① 保温加熱を行うこと。 ② 被害部分を除去し新芽の発生を促すこと。 ③ 肥料の葉面散布を行い生育の促進を図ること。
	果 樹	降雪甚だしい時は、雪落しを行うこと。
	飼料作物	播種直後の牧草は、鎮圧を行うこと。
凍霜害	水 稲	① 生育初期は、なるべく浅水にすること。 ② 生育回復のため追肥を行うこと。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸 稲	生育回復のため追肥を行うこと。
	麦	生育回復のため追肥を行うこと。
	そさい及び ビニールハウス	① 被害部分を除去して新芽の発生を促進させること。 ② 枯死した場合は、追播や補植を行うこと。 ③ 肥料の葉面散布を行い生育の促進を図ること。 ④ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	飼料作物	生育回復のため即効性の追肥を行うこと。
ひょう害	水 稲	① 苗代において被害を受けた場合は、追肥を行い生育を回復した後（6日～7日）本田移植を行う。 ② 被害当時本田移植を行ったものは、浅水にすること。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸 稲	① 湿没したものは、なるべく晴天の日中をさけ曇天時又は夕刻に熊手等によって土を掻き出し追肥を行うこと。 ② 被害激甚のものは、追播又は代作を行うこと。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい又は ビニールハウス	① 生育回復のため追肥を行うこと。 ② 被害激甚のものは、追播又は代作を行うこと。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	① 被害激甚の場合枯死部分を除くこと。 ② 生育回復のため追肥を行うこと。 ③ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	飼料作物	① 被害激甚のものは、代作を行うこと。 ② 生育回復のため追肥を行うこと。

4 畜産関係

水害時等において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対し、市は獣医師の協力を得て、必要な防疫を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者が市長に届出るものとし、その処置については、市の指示に従って死がいの埋葬、焼却を行う。

災害時における家畜及び家畜関係の応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 被災家畜に対する措置

被災家畜が伝染性疾患の疑いがあると認められる場合は、県南家畜保健衛生所(029-822-8518)に届出るものとし、伝染病の発生の恐れがあると認められる場合には、担当班を被災地に派遣し、緊急予防注射を実施する。

(2) 浸水畜舎に対する措置

浸水畜舎に対して家畜伝染病の発生を予防するために消毒を実施する。

(3) 家畜の避難

浸水等の災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者は家畜を安全な場所に避難させる。

(4) 飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となったときは、市長は県に対し、麦類、ふすまの放出を要請し、必要量の確保及び供給について要請する。

5 災害時における危険動物の逸走防止対策の実施

災害時において、ペットなどで飼育されている危険動物の逸走防止に向け、危険動物飼育者に対し、被災時の対処方法について、周知活動を徹底するとともに、危険動物の保護並びに一時保管について、関係機関との協議を進め、その対策を講じる。

第9節 地区の孤立対策

河川の氾濫等により、地区が孤立した場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 地区の孤立対策の実施

■ 対策

- 1 市の対応 (総務部)
- 2 電気通信事業者の対応 (電気通信事業者)
- 3 道路管理者の対応 (道路管理者)
- 4 警察署の対応 (警察署)

■ 内容

1 市の対応

- ① 孤立した地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ② 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ③ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

2 電気通信事業者の対応

- ① 孤立した地区との連絡手段を確保するため、配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ② 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

3 道路管理者の対応

災害時相互応援協定に基づき市建設業協会の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

4 警察署の対応

安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

第10節 災害救助法の適用

震災対策編 第3章 第7節 「災害救助法の適用」(248～251 ページ)を準用する。

第11節 応急復旧・事後処理

第1 建築物・土木施設の応急復旧計画

震災対策編 第3章 第8節 第1 「建築物・土木施設の応急復旧計画」(252～256 ページ)を準用する。

第2 ライフライン施設の応急復旧計画

震災対策編 第3章 第8節 第2 「ライフライン施設の応急復旧計画」(257～262 ページ)を準用する。

第3 清掃・防疫・障害物の除去計画

震災対策編 第3章 第8節 第3 「清掃・防疫・障害物の除去計画」(263～268 ページ)を準用する。

第4 行方不明者の捜索・遺体処理・火葬

震災対策編 第3章 第8節 第4 「行方不明者の捜索・遺体処理・火葬」(269～272 ページ)を準用する。

第4章 風水害等復旧・復興対策計画

第1節 復旧・復興の基本方針

第1 主旨

大規模な風水害等により、市内の広い範囲が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、速やかな復旧・復興対策を図るために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県及び関係機関と協議を行い、原状復旧をすすめるとともに、中長期的な計画復興対策を目的に、復旧・復興の基本方向を定める。

第2 災害復旧・復興計画作成への体制づくり

本市の「災害復旧・復興ビジョン」をいち早く示すことは、被災住民に未来への希望をもたらし、復興への目標及びエネルギーを生み出す原動力となる。

市（政策推進部）は、災害発生後、できるだけ早い時期に土木部門、都市計画部門、農林水産部門及び企画部門等を含めた災害復旧・復興計画の専門チームを編成し、「災害復旧・復興ビジョン」の速やかな公表を目指す。

第2節 被災者生活の安定

第1 り災証明の発行

震災対策編 第4章 第1節 第1 「り災証明の発行」（273～275 ページ）を準用する。

第2 義援金品の募集及び配分

震災対策編 第4章 第1節 第2 「義援金品の募集及び配分」（276～277 ページ）を準用する。

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

震災対策編 第4章 第1節 第3 「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」（278～281 ページ）を準用する。

第4 租税及び公共料金等の特別措置

震災対策編 第4章 第1節 第4 「租税及び公共料金等の特別措置」（282～284 ページ）を準用する。

第3節 被災施設の復旧

震災対策編 第4章 第2節「被災施設の復旧」(285～286 ページ)を準用する。

第4節 激甚災害の指定

震災対策編 第4章 第3節「激甚災害の指定」(287～289 ページ)を準用する。

第5節 復興計画の作成

風水害等による被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すとともに、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指し、政策推進部が中心となって、関係部門と協議しながら関係機関と調整を図り、計画的な復興事業を進める。

また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、速やかに住民のコンセンサスを得て、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

以下、震災対策編 第4章 第4節「復興計画の作成」(290～291 ページ)を準用する。

第6節 被災者生活再建支援法の適用

震災対策編 第4章 第5節「被災者生活再建支援法の適用」(292～293 ページ)を準用する。